

座間市こども計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月
座間市



はじめに

近年、家庭や地域における子育て環境の多様化によって、これまで以上にきめ細やかなこども・子育て支援が必要となっています。この状況の下、国では、令和5年4月にこども政策の新たな司令塔である「こども家庭庁」を発足させ、令和5年12月には、こども施策に関する基本的な方針を定めた「こども大綱」を閣議決定されました。

このたび、本市では、このこども大綱で示された「少子化社会対策」、「子ども・若者育成支援」及び「子供の貧困対策」の内容を新たに含んだ「座間市こども計画」（令和7年度～令和11年度）を策定しました。

本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期座間市子ども・子育て支援事業計画」と同様に、子ども・子育てに関するサービスの数値目標を定めるものです。

計画策定に当たり、それぞれの知見に基づき、熱心に御審議いただきました座間市子ども・子育て会議委員の皆様及び市民アンケートなどに御協力いただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

最後に、計画の着実な推進に当たっては、行政の取組だけではなく、市民、事業者、関係団体等の多様な主体によるそれぞれの立場での連携が不可欠です。今後も本市のこども・子育て支援に対する皆様の御理解及び御協力をよろしくお願いします。

令和7年3月

座間市長 佐藤 弥斗

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	4
第2章 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗と市民のニーズ	5
1 幼児教育・保育	5
2 地域子ども・子育て支援事業	6
3 市民のニーズ等	7
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 基本理念	30
2 基本目標	31
3 施策の体系	32
4 計画期間の推計人口	38
第2部 各論	39
第1章 こども・子育て支援施策の総合的な展開	39
1 安心して子育てするための支援の充実	39
2 安心してこどもを産み、親子が健やかに育つための支援の充実	46
3 こどもが心豊かに学び育つ教育環境づくりの推進	51
4 こども・子育てに安全で安心な地域づくりの推進	59
5 要配慮・要保護の児童や家庭への支援の充実	61
6 こども・若者の未来を応援する支援の充実	66
第2章 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	72
1 平日日中の教育・保育（幼稚園、保育所、認定こども園等）	72
2 地域子ども・子育て支援事業	77
参考資料	93
座間市子ども・子育て会議規則	93
計画策定の経過	95
座間市子ども・子育て会議委員名簿	96
計画期間内における座間市の人口推計	97
各事業内容等用語解説	98
国の法改正等動向まとめ	106

第1部 総論

第1章 計画の策定に当たって

1 計画の背景と趣旨

(1) 座間市のこれまでの取組

本市では、令和2年3月に「すべての人で支え合い、笑顔で子育て・子育てできるまちを目指して」を基本理念とした、「第2期座間市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～6年度）を策定し、本市に暮らす子どもたちの健やかな成長と、笑顔で安心して子育てできる環境を目指し、子ども・子育てに関する包括的な支援に努めてきました。

(2) こども・若者・子育てを取り巻く国の動向

国では、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（こどもまんなか社会）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが示されました。

また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が成立しました。

そして、令和5年4月にこども政策の新たな司令塔として、こども家庭庁が発足し、令和5年12月には、こども施策に関する基本的な方針、重要事項、推進するために必要な事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

さらに、令和6年5月には「こども大綱」に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画 2024」がこども政策推進会議において決定されています。

そのほか、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会の実現を目指した「こども未来戦略」が令和5年12月に閣議決定され、「子育て世帯の家計を応援」、「すべてのこどもと子育てを応援」、「共働き・共育てを応援」施策が掲げられるなど、こども・子育てを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しています。

(3) 計画の趣旨

市町村には、こども基本法第10条において、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、「市町村こども計画」を策定するよう、努力義務が課せられています。

本市では、「第2期座間市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終了することから、その進捗状況や市民のニーズ等を踏まえつつ、国の方向性を反映した「座間市こども計画」を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 一体的に策定する計画と法的根拠

こども基本法に基づく「市町村こども計画」については、「他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる」と規定されており、本市では、「市町村こども計画」を含め、五種類の法律に基づく各計画を一体的に策定します。

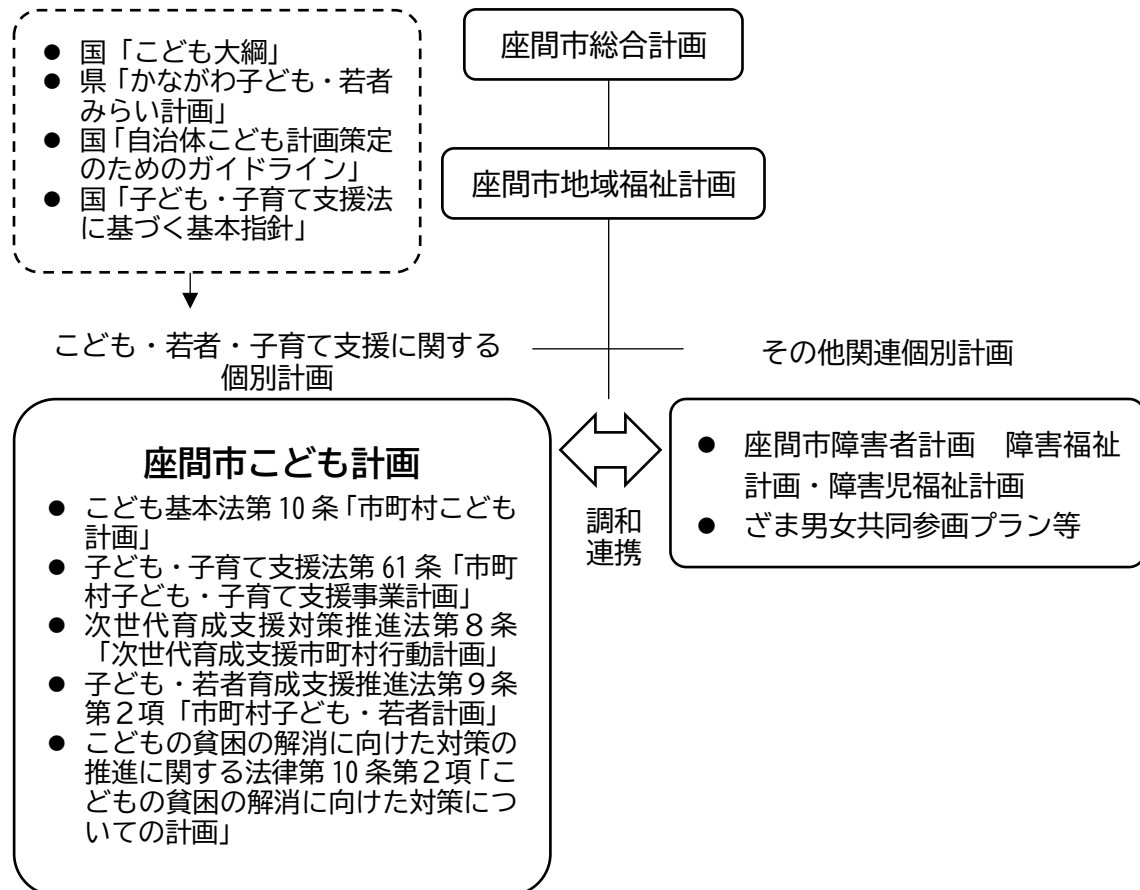
◆一体的に策定する各計画の概要

計画	根拠	概要
市町村こども計画	こども基本法第10条	こども、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送る社会の実現を目指し、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を一元的に定める計画
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とする計画
次世代育成支援市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を目指し、次世代育成支援対策の目標、支援の内容及び実施時期などを定める計画
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項	こども、若者の健やかな成長と自立を目指し、こども・若者育成支援施策を定める計画
こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他の権利利害を害されたり、社会から孤立したりすることがないように、こどもの貧困の解消に向けた対策を定める計画

(2) 市の総合計画のこども・子育て支援に関する個別計画

本計画は、座間市総合計画のこども・若者・子育て支援に関する個別計画として位置付けられ、総合計画や地域福祉計画、その他関連個別計画との連携・調和に配慮して策定するものです。

◆計画の位置付け



3 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度までの5年間を計画期間とします。

◆計画の期間

平成 27年度～元年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
座間市子ども・子育て支援事業計画 (第1期計画)	座間市子ども・子育て支援事業計画 (第2期計画)									
			中間 見直し		改定	本計画（座間市こども計画）				
								中間 見直し		改定

4 計画の対象

こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」と定義しています。

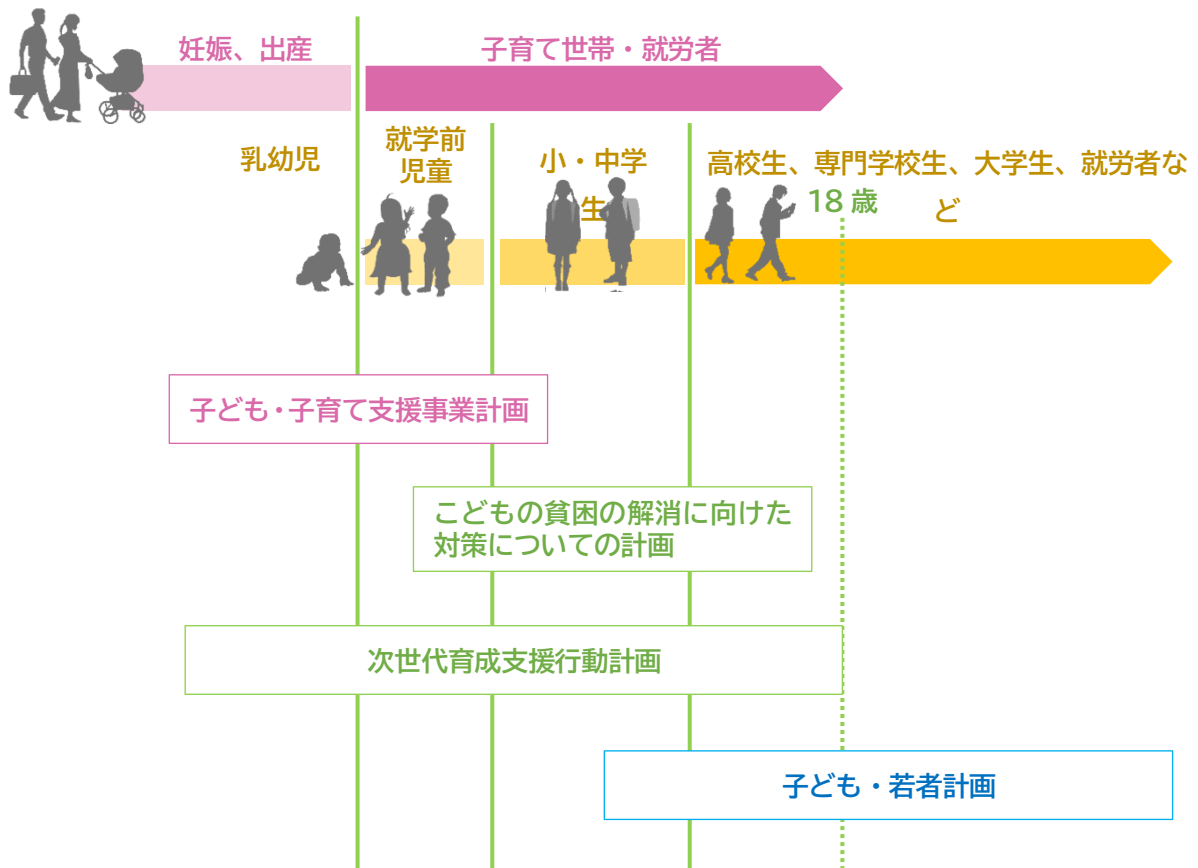
本計画では、一体として作成する各個別計画は対象の世代があるものの、こども計画としては一定の年齢上限を定めないものとし、各対象世代への施策を実施するものとします。

◆こども基本法の「こども」の定義

こども基本法第2条

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

◆各計画の主な対象



第2章 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗と市民のニーズ

令和2年3月に策定した「座間市第2期子ども・子育て支援事業計画」では、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び手引きに基づき、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定し、それに対応する確保方策を定めています。

各表内の「①量の見込み」とは第2期計画策定時に人口推計や利用率等を基に推計した行政サービスの必要量、「②実績」とは申請等に基づいた行政サービスの量、「③確保量(定員)」とは用意したサービスの量です。

第2期計画の各事業等の進捗を整理すると、次のとおりです。

1 幼児教育・保育

幼児教育・保育の第2期計画の進捗を見ると、1号認定、2号認定及び3号認定の0歳は、実績(申込数)が計画の量の見込みを下回る年度もあれば、上回る年度もある状況で、いずれの年度も実績を上回る定員(確保量)が確保されています。

3号認定の1・2歳は、いずれの年度も実績が定員(確保量)を大幅に上回っています。

◆幼児教育・保育の第2期計画の進捗※

認定区分		第2期計画期間				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	①量の見込み	1,481	1,479	1,468	1,453	1,418
	②実績	1,525	1,514	1,449	1,385	1,231
	③確保量(定員)	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818
	③－②差	293	304	369	433	587
2号認定	①量の見込み	1,322	1,348	1,363	1,433	1,465
	②実績	1,397	1,434	1,419	1,411	1,395
	③確保量(定員)	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586
	③－②差	189	152	167	175	191
3号認定 (0歳)	①量の見込み	164	161	158	171	178
	②実績	148	151	161	166	140
	③確保量(定員)	181	181	181	191	206
	③－②差	33	30	20	25	66
3号認定 (1・2歳)	①量の見込み	890	877	867	757	761
	②実績	779	745	729	736	799
	③確保量(定員)	575	583	583	620	662
	③－②差	▲204	▲162	▲146	▲116	▲137

※令和5年度以降の量の見込みは、中間見直し(令和5年3月)後のもの

◆確保方策の状況

	第2期計画期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所等の整備による前年度比の定員増	—	0 増	0 増	49 増	49 増

2 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の第2期計画の進捗は、次の表のとおりです。新型コロナウイルス感染症の影響等により、量の見込みを実績が下回っている事業が比較的多く見られます。

◆地域子ども・子育て支援事業の第2期計画の進捗※

区分		第2期計画期間			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者支援事業 (実施か所数／か所)	①量の見込み	5	5	5	5
	②実績	5	5	5	5
	③確保量	5	5	5	5
地域子育て支援拠点事業 (年間延利用／人)	①量の見込み	42,159	43,027	43,863	28,200
	②実績	18,762	25,354	26,389	32,457
	③確保量	18,762	25,354	26,389	32,457
妊婦健康診査事業 (年間延利用／人)	①量の見込み	11,376	11,172	10,932	10,764
	②実績	10,132	10,543	9,548	8,689
	③確保量	10,132	10,543	9,548	8,689
乳児家庭全戸訪問事業 (年間訪問乳児数／人)	①量の見込み	948	931	911	897
	②実績	841	837	760	714
	③確保量	841	837	760	714
養育支援訪問事業 (年間実利用／人)	①量の見込み	2	2	2	2
	②実績	2	1	1	1
	③確保量	2	2	2	2
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート事業) (年間延利用／人)	①量の見込み	2,688	2,761	2,818	2,860
	②実績	1,635	1,458	1,865	1,750
	③確保量	1,635	1,458	1,865	1,750
一時預かり事業 【幼稚園型】 (年間延利用／人)	①量の見込み	80,081	80,767	80,881	80,709
	②実績	37,406	39,150	44,403	60,990
	③確保量	37,406	39,150	44,403	80,709
一時預かり事業 【幼稚園型以外】 (年間延利用／人)	①量の見込み	3,914	3,900	3,872	3,835
	②実績	3,973	3,312	3,217	3,327
	③確保量	3,973	3,312	3,217	3,327
延長保育事業 (年間延利用／人)	①量の見込み	27,699	28,179	28,557	28,840
	②実績	22,296	21,642	17,299	20,257
	③確保量	22,964	21,642	17,299	28,840
病児・病後児保育事業 (年間延利用／人)	①量の見込み	888	887	887	885
	②実績	68	35	16	27
	③確保量	720	720	720	1,440
放課後児童健全育成事業 (児童ホーム) (年間実利用／人)	①量の見込み	870	891	919	952
	②実績	791	795	846	853
	③確保量	875	882	924	956
実費徴収に係る補足給付 を行う事業 (年間支給児童数／人)	①量の見込み	2,916	2,916	2,916	1,936
	②実績	1,561	1,560	1,549	1,843
	③確保量	1,561	1,560	1,549	1,936

※令和5年度の量の見込みは、中間見直し（令和5年3月）後のもの

3 市民のニーズ等

(1) 調査の目的

本調査は、こども基本法第 10 条に基づく市町村こども計画として「座間市こども計画（令和 7～11 年度）」の策定を行うにあたり、こども・子育て支援、若者育成支援、こどもの貧困対策に関する市民の現状や今後に対する要望・意見などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施したものです。

(2) 調査の対象と実施方法等

本調査は、次の 3 種類、5 つの対象に実施しました。

種類	対象	調査方法	期間
子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査	未就学児の保護者	郵送案内・WEB 回答 (e-kanagawa)	令和 6 年 5 月 30 日(木) ～ 6 月 12 日(水)
	就学児(小学校 1～3 年生)の保護者及び本人		
若者の意識及び実態の調査	若者(15 歳～29 歳)		
こどもの貧困の実態調査	小学 5 年生	郵送案内・WEB 回答(google フォーム)	令和 6 年 6 月 7 日(金) ～ 17 日(月)
	小学 5 年生の保護者	郵送案内・WEB 回答 (e-kanagawa)	

(3) 調査の回収結果

調査の回収結果（回答結果）は、次のとおりです。

種類	対象	配布数	回答数	回答率
子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査	未就学児の保護者	1,800	362	20.1%
	就学児(小学校 1～3 年生)の保護者及び本人	1,500	416	27.7%
若者の意識及び実態の調査	若者(15 歳～29 歳)	1,500	191	12.7%
こどもの貧困の実態調査	小学 5 年生	1023	233	22.8%
	小学 5 年生の保護者	1023	274	26.8%
合計		6,846	1,476	21.6%

（４）調査結果の取扱い

今回調査は、いずれも信頼度９０％（同一調査を１００回行えば９０回まではこの結果になるであろうという推計）とした場合、標本誤差は最大で５．９％となっており、全回答に占める割合に前後が生じる可能性があります、ニーズの方向性を推測できる結果となっています。

信頼度９０％とした場合に生じる可能性のある誤差

全回答に占める割合	50%	40%又は 60%	30%又は 70%	20%又は 80%	10%又は 90%	5%又は 95%
未就学児の保護者調査	±4.2%	±4.1%	±3.8%	±3.3%	±2.5%	±1.8%
就学児(小学校１～３年生) の保護者及び本人調査	±3.7%	±3.7%	±3.4%	±3.0%	±2.2%	±1.6%
若者(15歳～29歳)調査	±5.9%	±5.8%	±5.4%	±4.7%	±3.5%	±2.6%
小学５年生調査	±4.7%	±4.6%	±4.3%	±3.8%	±2.8%	±2.1%
小学５年生の保護者調査	±4.2%	±4.2%	±3.9%	±3.4%	±2.5%	±1.8%

（５）集計結果のポイントと課題等

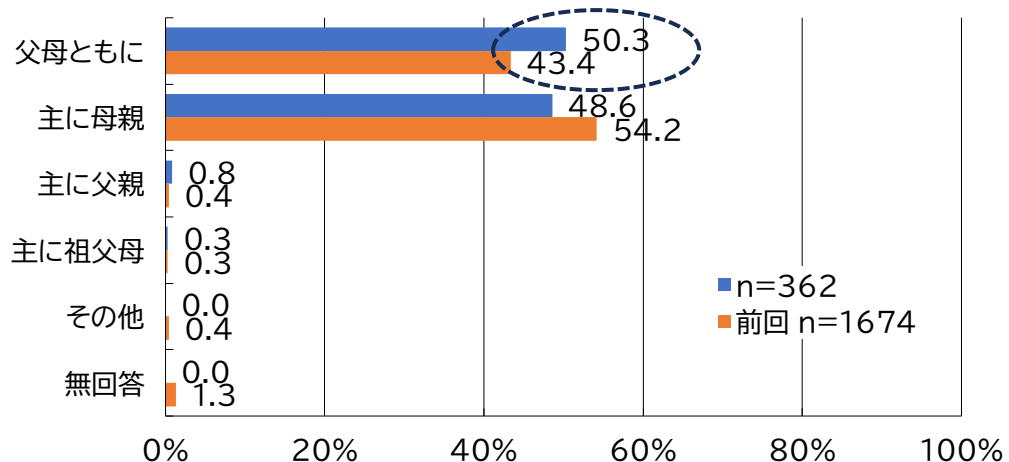
調査結果の特徴を記載した文章に合致する箇所を、グラフ内では破線で示しています。

①子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査（対象：未就学児の保護者）

子育てにおける男女共同参画（男性の参画）が進行

- 前回調査（平成30年実施の調査）と比べて「父母ともに」の割合が上昇しており、子育てにおける男女共同参画が進行しています。

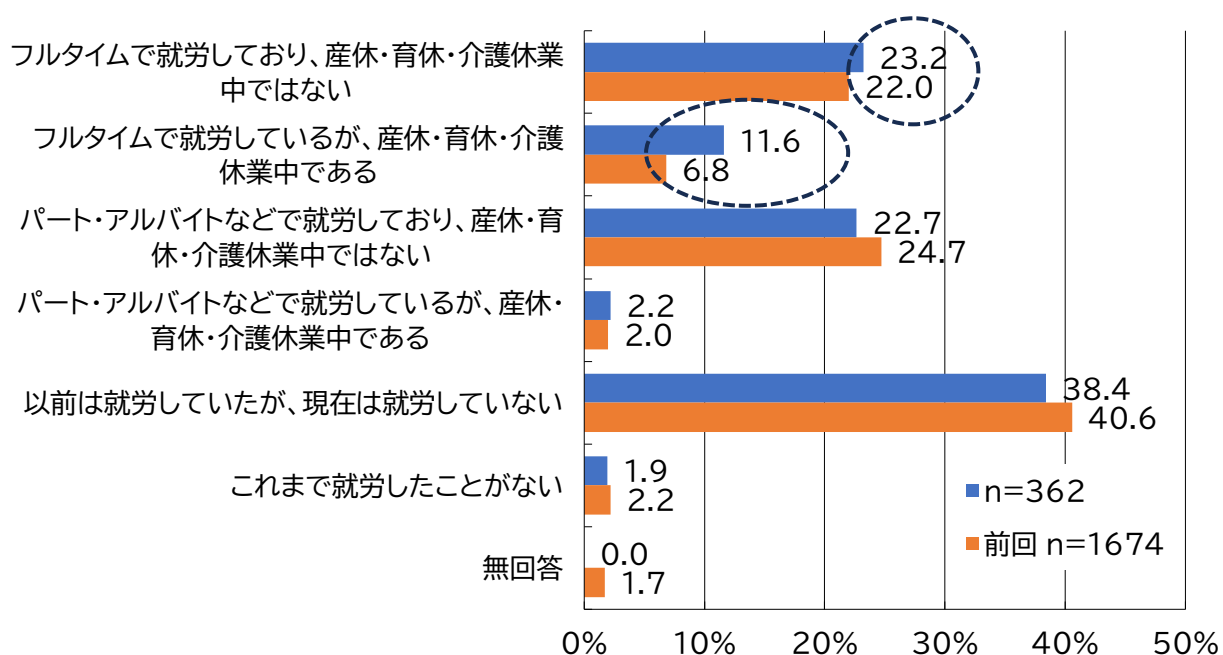
【主に子育てを行っている人】



フルタイムで就労している母親が増加しており、保育ニーズ拡大への対応や仕事と家庭の両立支援制度の充実が求められる

- 母親のフルタイム就労の割合は34.8%となっており、前回調査（28.8%）からの上昇が見られます。

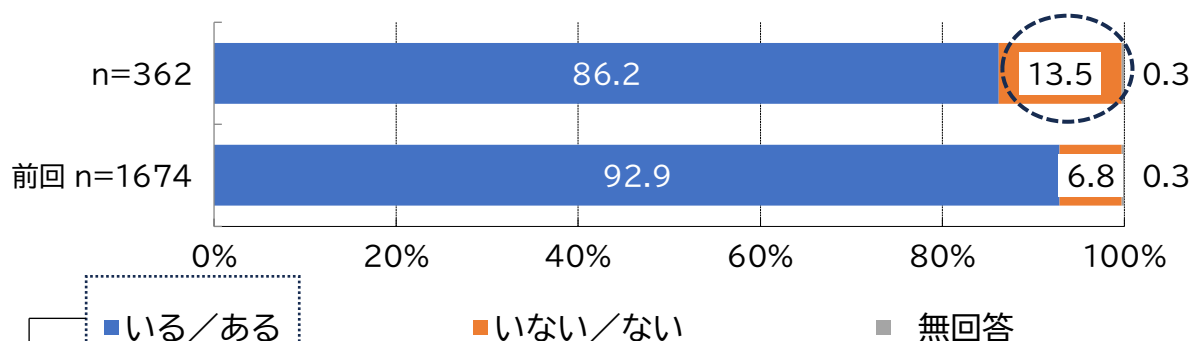
【母親の就労状況】



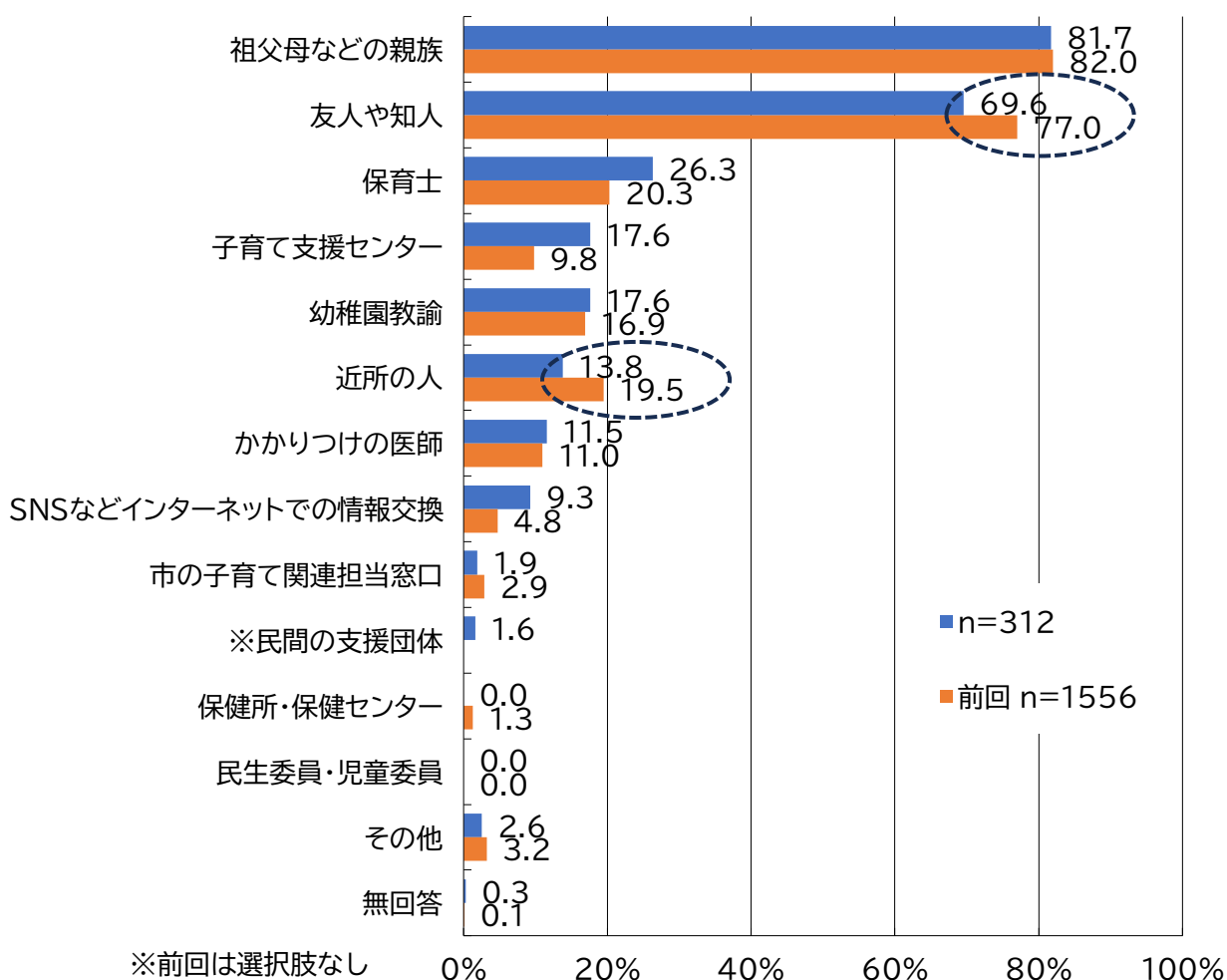
子育てに関して気軽に相談できる人・場所が「いない／ない」と回答した保護者が増加

- 「いる／ある」が9割近く（86.2%）を占めているものの、「いない／ない」が13.5%と前回調査と比べて上昇しています。
- 「祖父母などの親族」、「友人や知人」が上位2つで、前回調査と比べて「友人や知人」や「近所の人」の割合が低下しており、「保育士」や「子育て支援センター」が上昇しています。

【子育てに関して、気軽に相談できる人・場所の有無】



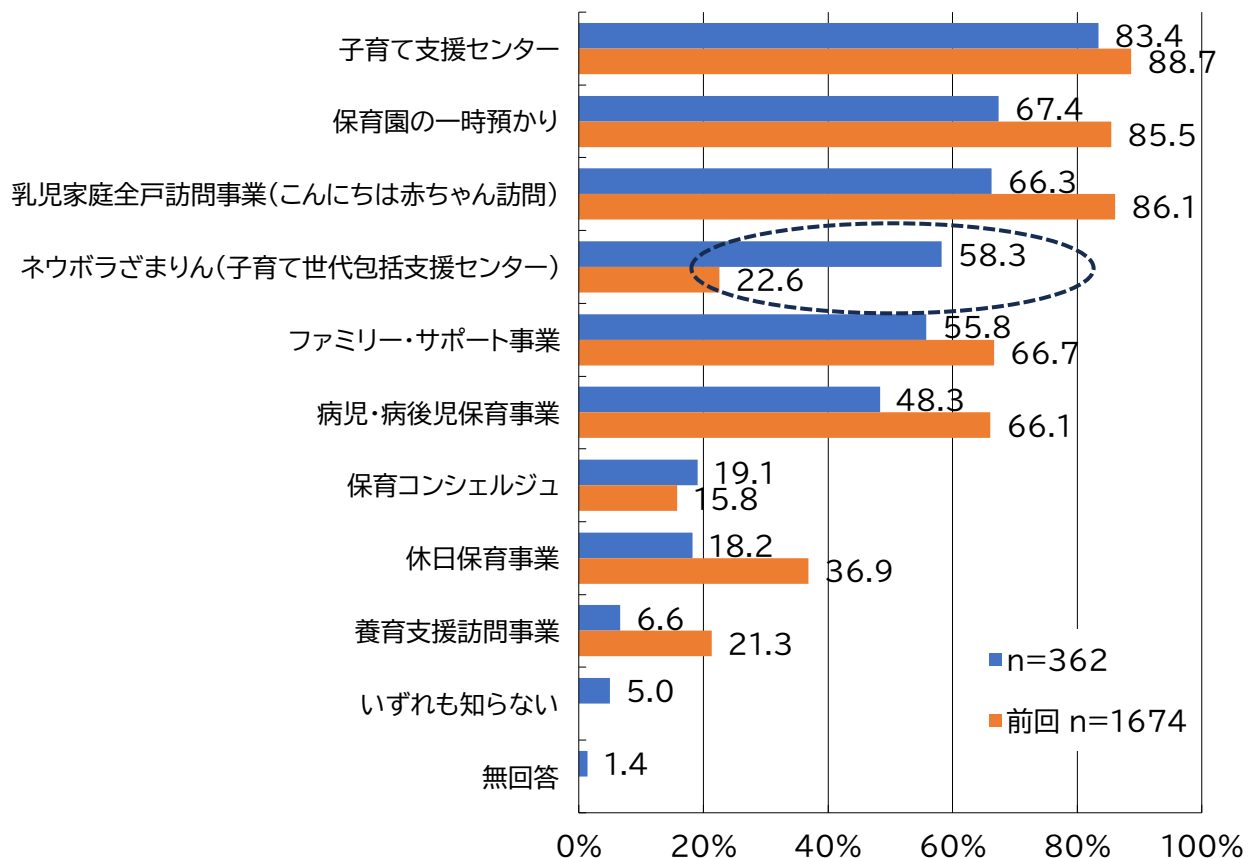
〈相談できる先〉（複数回答可）



「ネウボラざまりん（子育て世代包括支援センター）」の認知度が拡大

- 前回調査と設問形式が異なるため、参考比較となりますが、多くの事業の認知度が低下している一方、「ネウボラざまりん（子育て世代包括支援センター）」が前回22.6%から今回58.3%と、認知度の向上が顕著です。

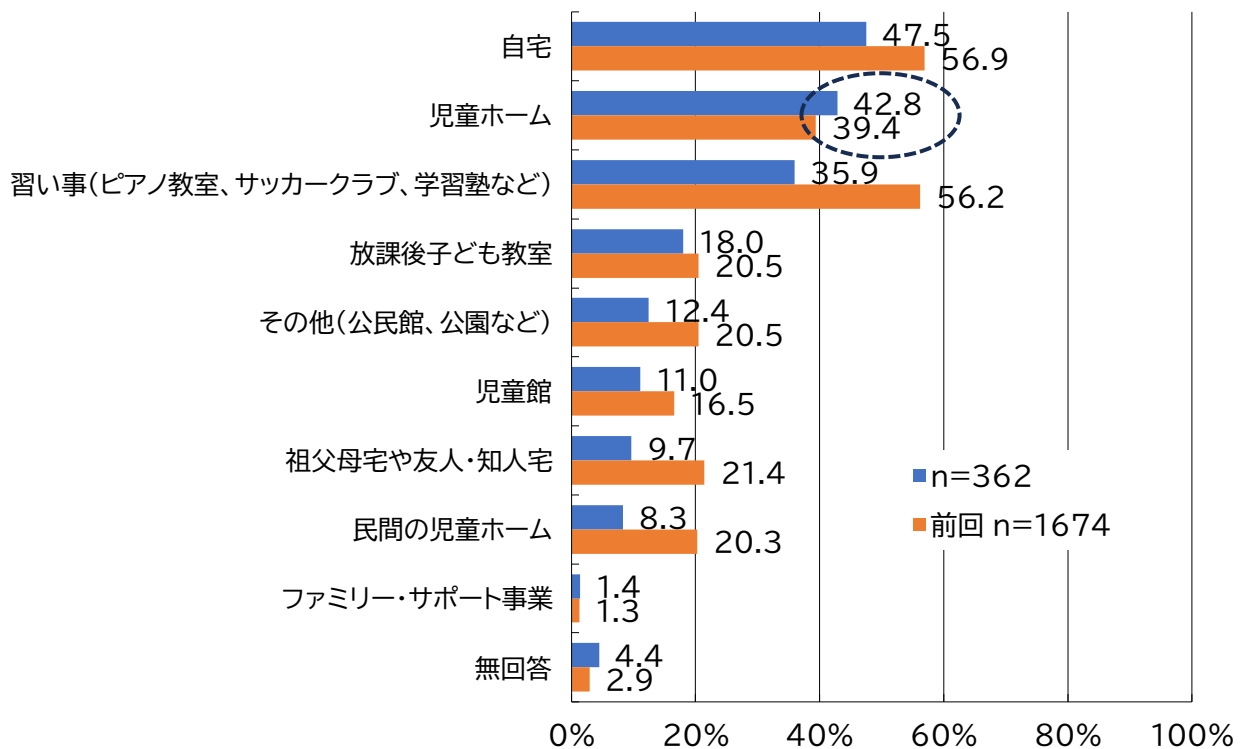
【市の子育て支援事業の認知度（複数回答可）】



放課後の過ごし方として、「児童ホーム」のニーズが拡大

- 小学校就学後の低学年（１～３年生）時における放課後の過ごし方は、「自宅」や「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の希望率が低下している一方、「児童ホーム」は上昇しています。

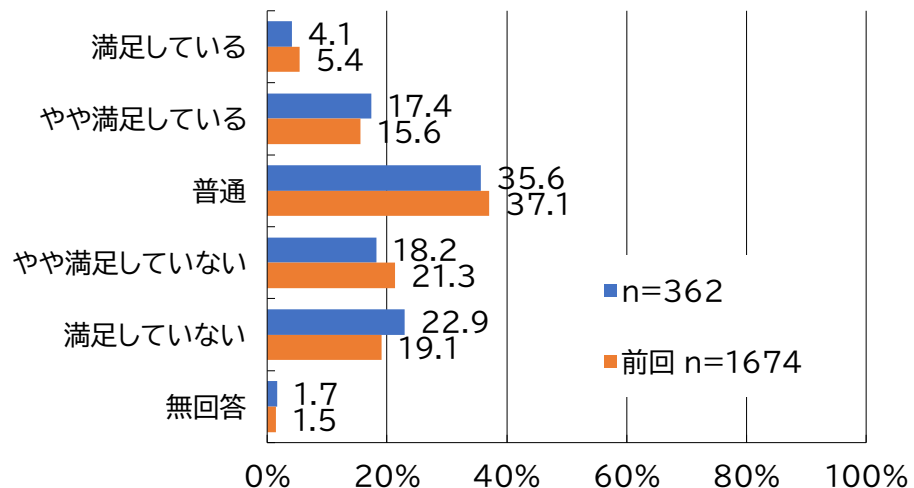
【低学年（１～３年生）のときに放課後を過ごさせたい場所（複数回答可）】



市の子育ての環境や支援への満足度はほぼ横ばい

- 「満足している」と「やや満足している」を合わせた肯定的な評価が21.5%と、前回調査（21.0%）と概ね同水準であり、肯定的な評価が「やや満足していない」、「満足していない」という否定的な評価（41.2%）を下回っています。

【市の子育ての環境や支援への満足度】



〈お子さんの年齢別等の集計結果〉

- お子さんが1・2歳の場合で、「やや満足していない」、「満足していない」という否定的な評価（49.5%）が比較的高くなっています。

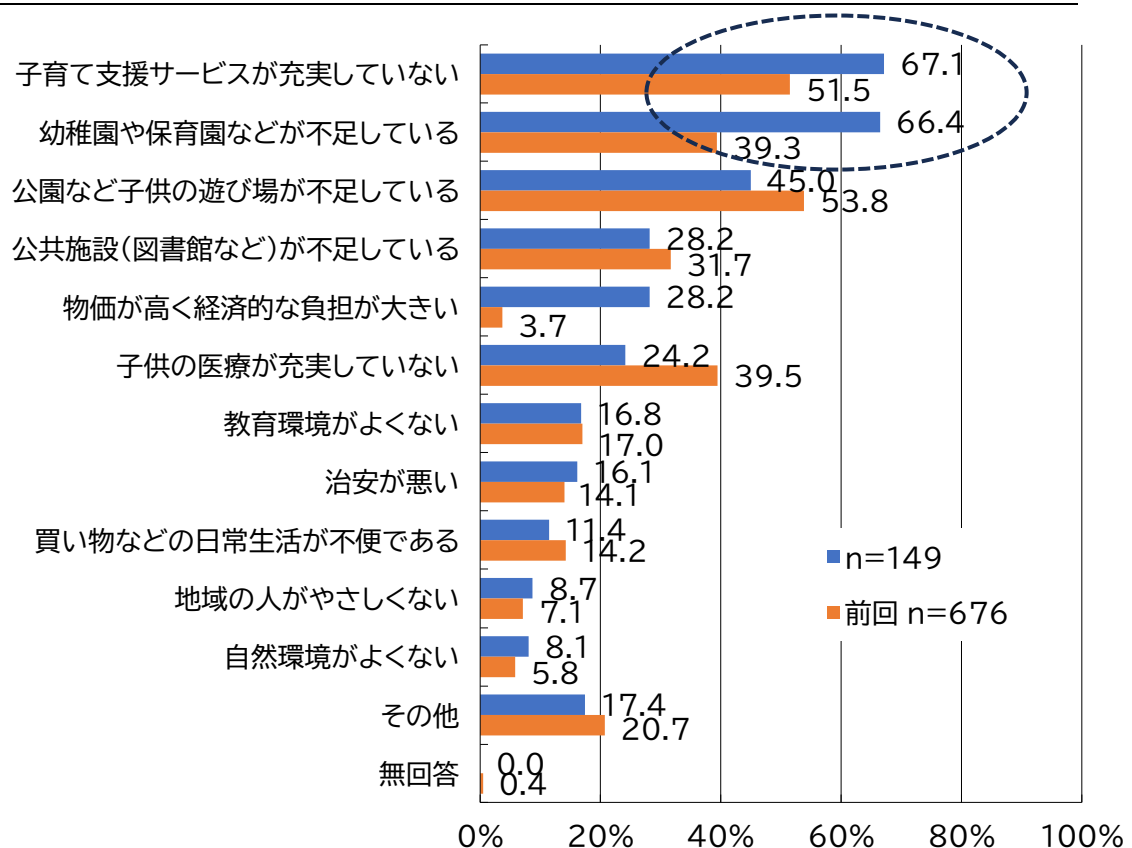
		回答者数	肯定的な評価	普通	否定的な評価	無回答
お子さんの年齢3区分	全体	362	21.5%	35.6%	41.1%	1.7%
	0歳	48	16.7%	41.6%	41.7%	0.0%
	1・2歳	111	19.8%	28.0%	49.5%	2.7%
	3～5歳	140	21.4%	39.4%	37.8%	1.4%
お住まいの小学校区	座間小学校	47	25.6%	34.0%	38.3%	2.1%
	栗原小学校	30	26.6%	30.0%	36.7%	6.7%
	相模野小学校	15	6.7%	46.6%	46.7%	0.0%
	相武台東小学校	51	17.7%	39.1%	41.2%	2.0%
	ひばりが丘小学校	17	11.8%	41.2%	47.0%	0.0%
	東原小学校	25	20.0%	44.0%	36.0%	0.0%
	相模が丘小学校	34	23.5%	44.1%	32.4%	0.0%
	立野台小学校	24	37.5%	33.4%	29.1%	0.0%
	入谷小学校	27	3.7%	29.6%	63.0%	3.7%
	旭小学校	22	13.6%	22.7%	63.7%	0.0%
	中原小学校	22	31.8%	18.2%	50.0%	0.0%

※表内の網掛けは、各属性で最も高い回答率（以降も同様）

市の子育ての環境や支援に満足していない理由の上位2つは、「子育て支援サービスが充実していない」、「幼稚園や保育園などが不足している」

- 否定的な評価の理由は「子育て支援サービスが充実していない」、「幼稚園や保育園などが不足している」、「公園など子供の遊び場が不足している」が上位3つで、「子育て支援サービスが充実していない」と「幼稚園や保育園などが不足している」、「物価が高く経済的な負担が大きい」の回答率が上昇している一方、「公園など子供の遊び場が不足している」は低下しており、「子供の医療が充実していない」との回答も低下しています。

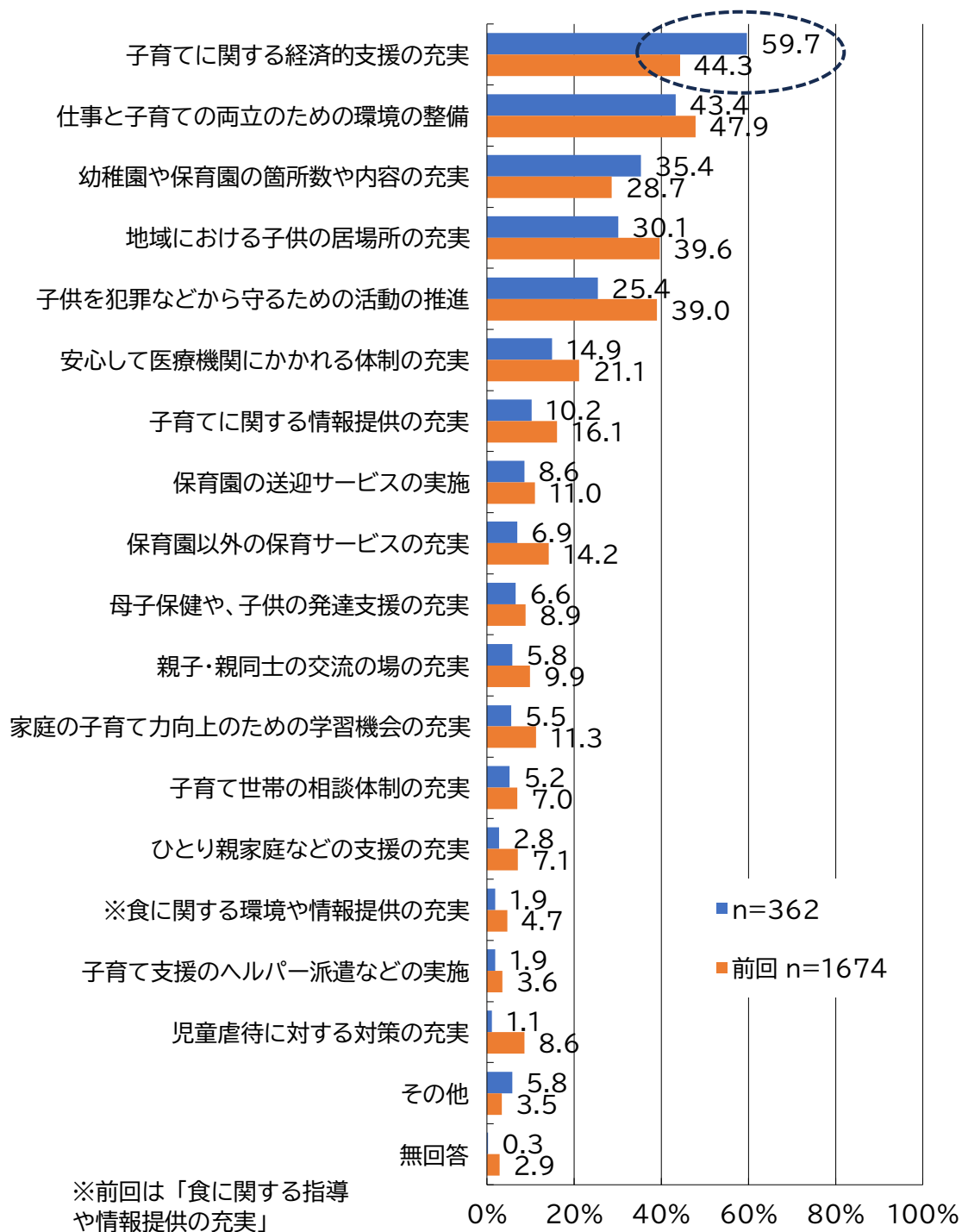
【市の子育て環境や支援に満足していない理由（複数回答可）】



今後力を入れていくべきことも・子育て支援策として、「子育てに関する経済的支援の充実」に対するニーズが拡大

- 「子育てに関する経済的支援の充実」が59.7%と最も高く、同回答は前回調査と比べて上昇しています。次いで、「仕事と子育ての両立のための環境の整備」、「幼稚園や保育園の箇所数や内容の充実」、「地域における子供の居場所の充実」と続いています。

【市の子ども・子育て支援策として、今後力を入れていくべきこと（複数回答可）】

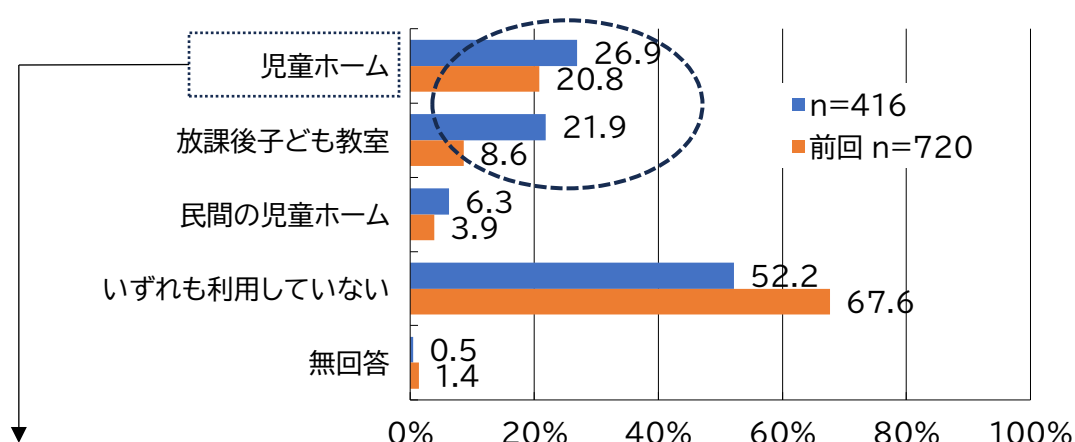


②子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査（対象：就学児(小学校1～3年生)の保護者及び本人）

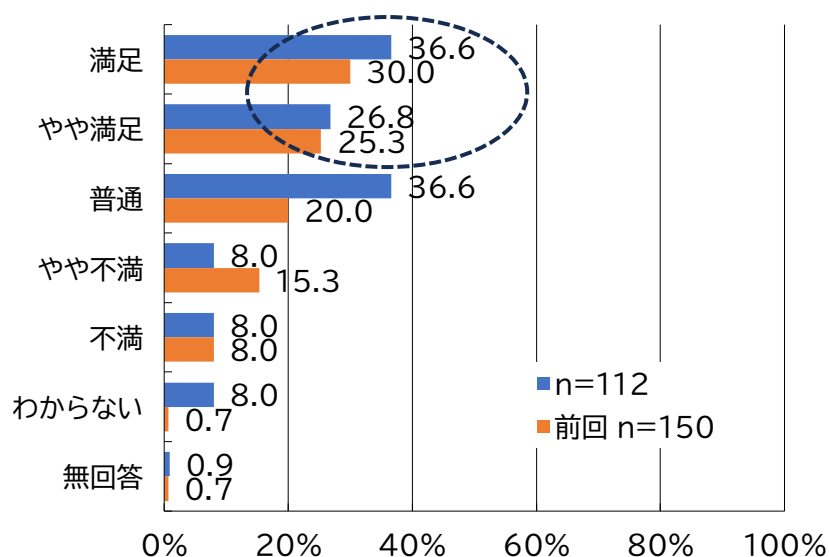
放課後の過ごし方として、「児童ホーム」や「放課後子ども教室」のニーズが拡大

- 利用している放課後事業は、「児童ホーム」が26.9%、「放課後子ども教室」が21.9%、「民間の児童ホーム」が6.3%となっています。前回調査と比べて「児童ホーム」、「放課後子ども教室」がともに上昇しており、特に「放課後子ども教室」は前回の倍以上の利用率となっています。
- 児童ホームの満足度は、「満足」と「やや満足」を合わせた割合が63.4%と、前回調査（55.3%）から上昇しています。

【利用している放課後事業（複数回答可）】



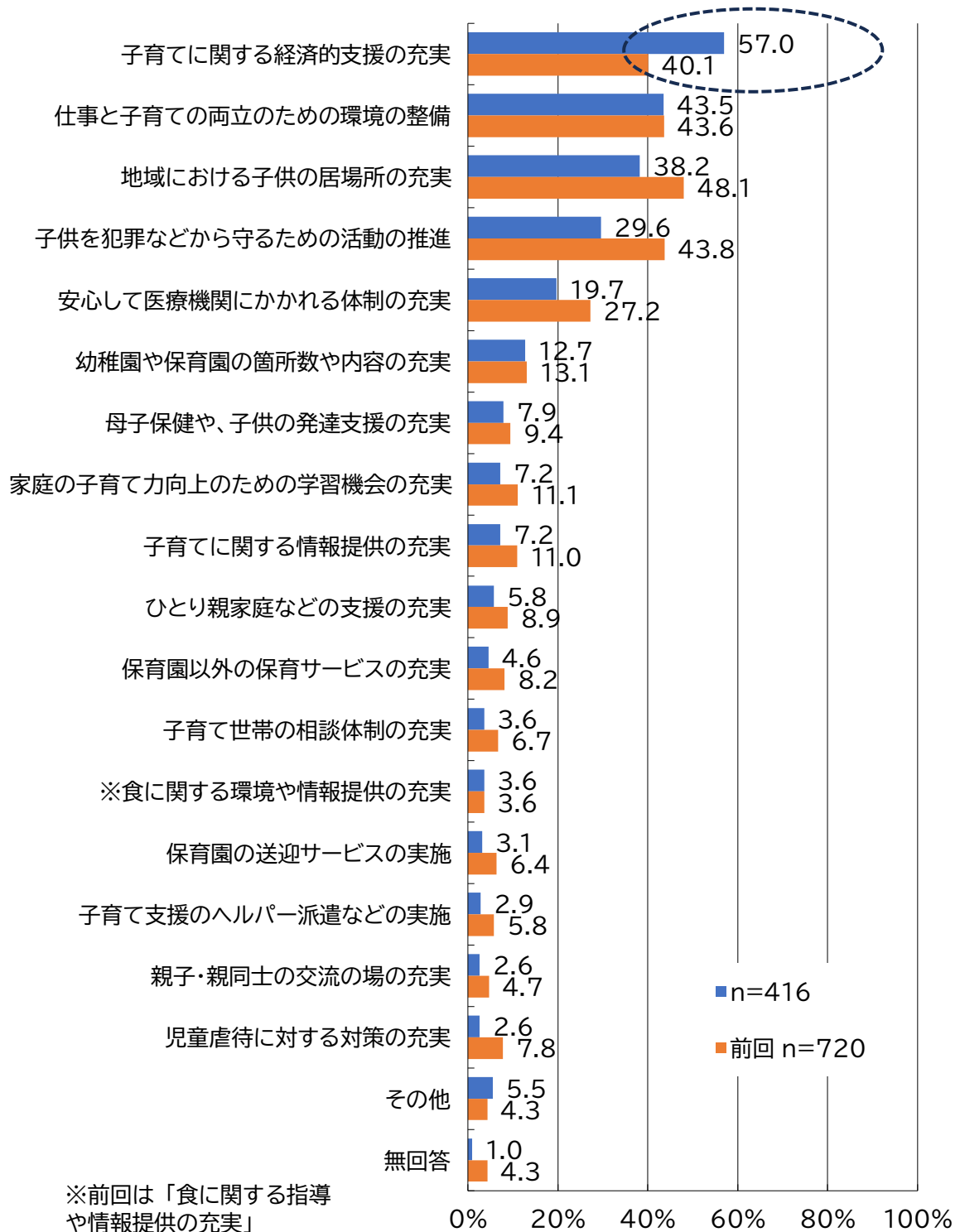
〈児童ホームの満足度〉



今後力を入れていくべきこども・子育て支援策として、「子育てに関する経済的支援の充実」に対するニーズが拡大

- 「子育てに関する経済的支援の充実」が57.0%と最も高く、同回答は前回調査と比べて上昇しています。次いで、「仕事と子育ての両立のための環境の整備」、「地域における子供の居場所の充実」、「子供を犯罪などから守るための活動の推進」と続いています。

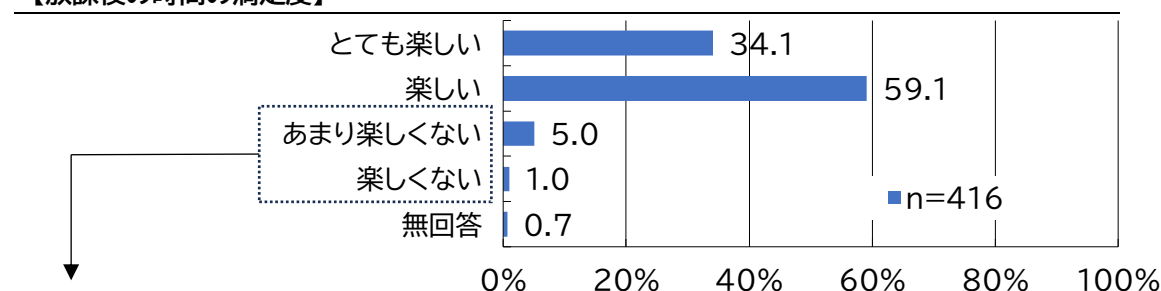
【市のこども・子育て支援策として、今後力を入れていくべきこと（複数回答可）】



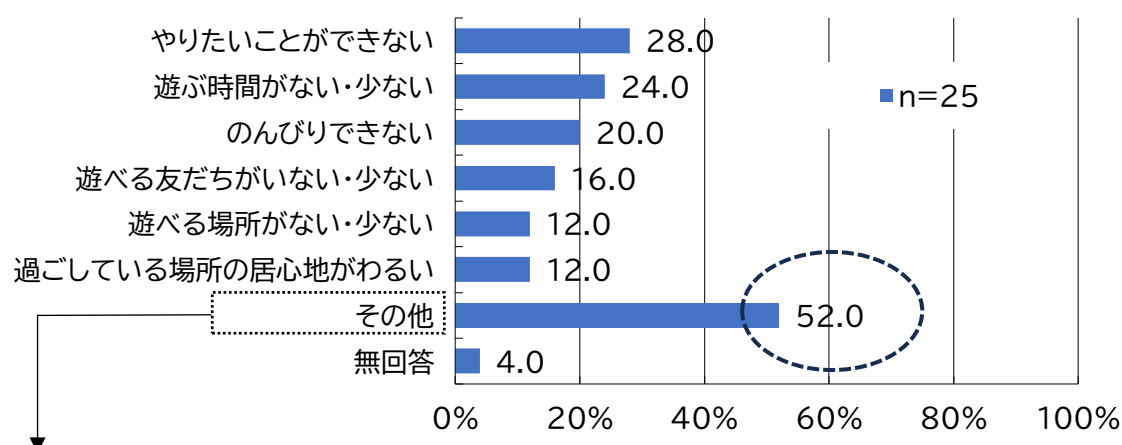
低学年（１～３年生）のこども本人の生活満足度について「とても楽しい」と「楽しい」と回答した割合は、放課後の時間が 93.2%

- 低学年（１～３年生）のこども本人に、放課後の時間について聞いたところ、「とても楽しい」と「楽しい」を合わせた割合が93.2%を占めています。
- 放課後の時間が楽しくない理由は、「その他」が52.0%と最も高く、次いで「やりたいことができない」、「遊ぶ時間がない・少ない」と続いています。

【放課後の時間の満足度】



＜放課後の時間が楽しくない理由＞（複数回答可）



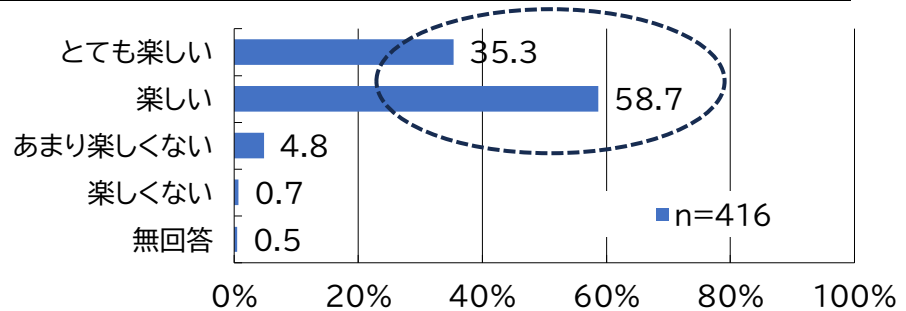
＜その他の理由＞（自由記述）

- ・宿題に時間をとられるから
- ・外で遊べないから
- ・児童ホームでの遊び方が自分にあわないから
- ・楽しくもないし、つまらなくもないから
- ・兄に苛められてつまらないから
- ・おもちゃが少ないから

低学年（１～３年生）のこども本人の生活満足度について「とても楽しい」と「楽しい」と回答した割合は、今の生活（遊びや勉強）全般が 94.0%

- 今の生活（遊びや勉強）全般は、「とても楽しい」と「楽しい」を合わせた割合が94.0%を占めています。

【今の生活（遊びや勉強）全般の満足度】

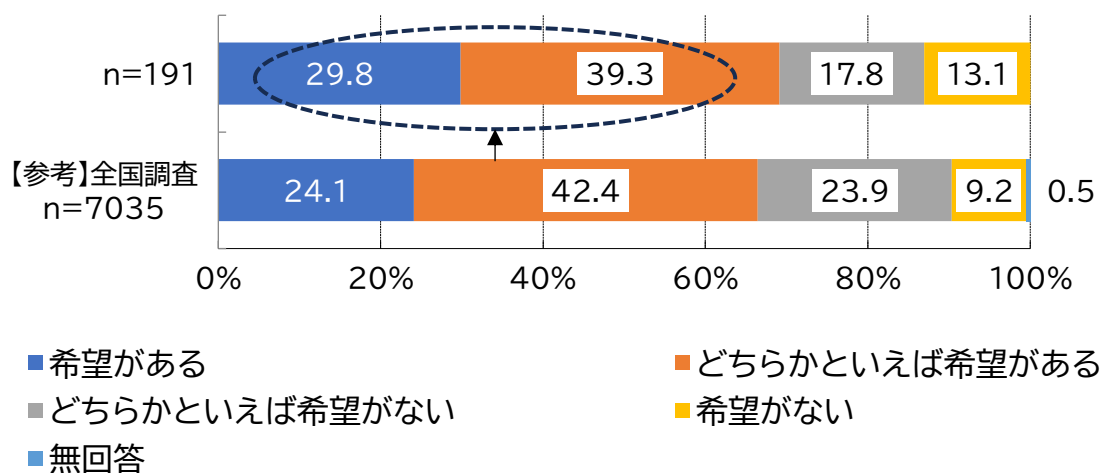


③若者の意識及び実態の調査（対象：若者（15歳～29歳））

自分の将来について「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」と回答した人の割合は約7割（69.1%）

- 「どちらかといえば希望がある」が39.3%と最も高くなっています。「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」を合わせた割合が約7割（69.1%）となっており、対象年齢が異なるため（全国調査には30代を含む）、参考比較となりますが、同割合に全国調査との大きな差は見られません。

【自分の将来に対する明るい希望】

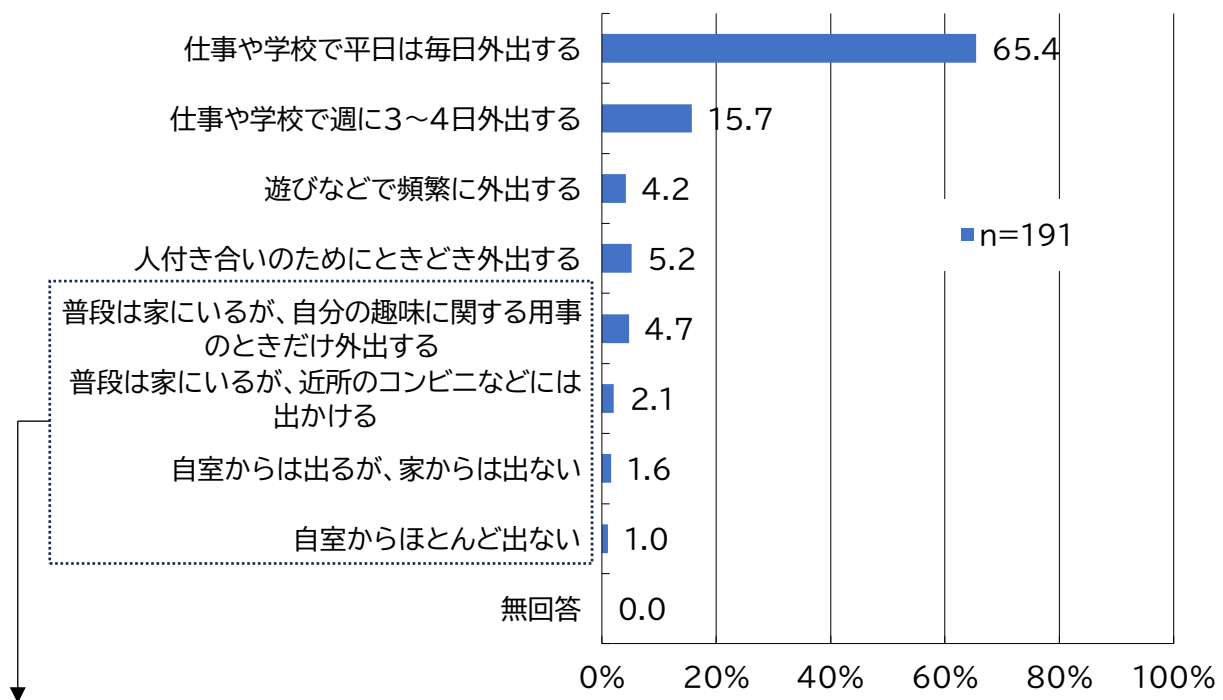


※【参考】全国調査は、内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」の15歳～39歳対象調査（以降も同様）

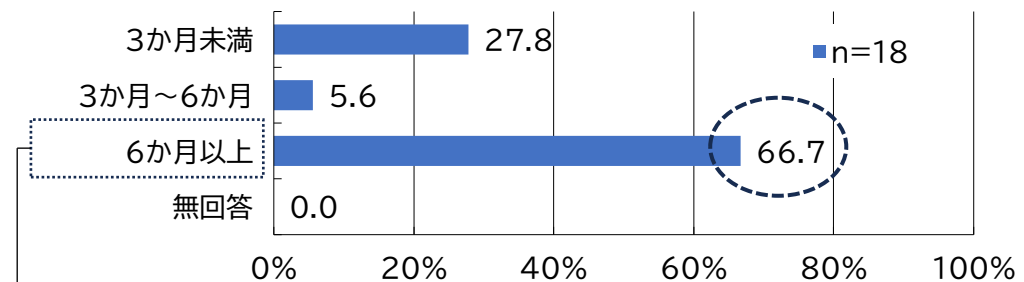
外出頻度が低い状態にあり、その期間が「6か月以上」の割合が6.3%で、外出頻度が低い状態となった年齢は「25～29歳」が最も高い

- 外出頻度が低い状態にある人について見ると、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」を合わせると約1割（9.4%）となっています。（参考：全国調査9.7%）
- 外出状況が現在の状態となつてからの期間は、「6か月以上」が66.7%となっています。

【外出の状況】



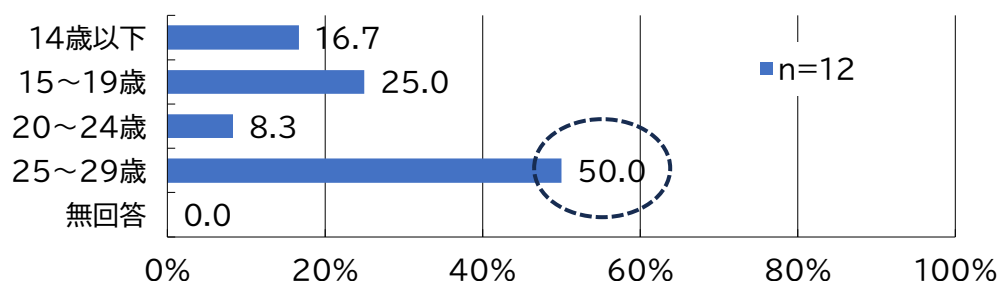
〈外出状況が低い状態となつてからの期間〉



次ページへ

〈外出状況が低い状態となった年齢〉

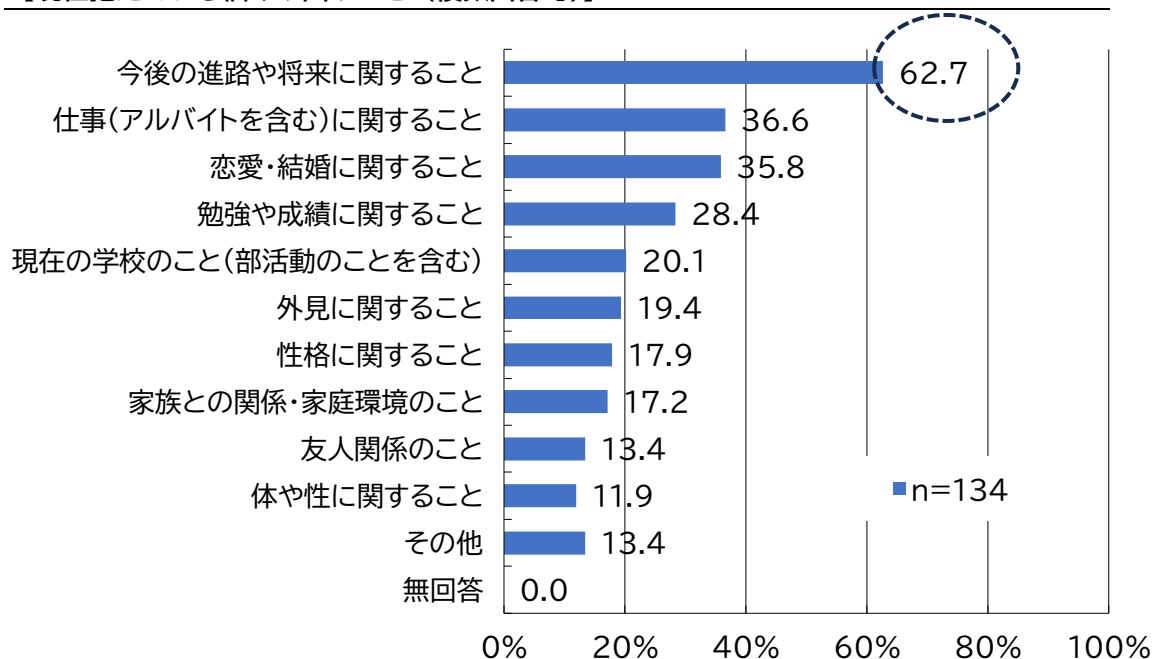
- 外出頻度の低い人のうち、現在の外出状況となってからの期間が6か月以上である人に、今の状況になった年齢を聞いたところ、「25～29歳」が50.0%と最も高く、これは全国調査の傾向と同様です。



現在抱えている悩みや困りごととは、「今後の進路や将来に関すること」が62.7%と最上位

- 「今後の進路や将来に関すること」が62.7%と最も高く、次いで「仕事（アルバイトを含む）に関すること」が36.6%、「恋愛・結婚に関すること」が35.8%と続いています。

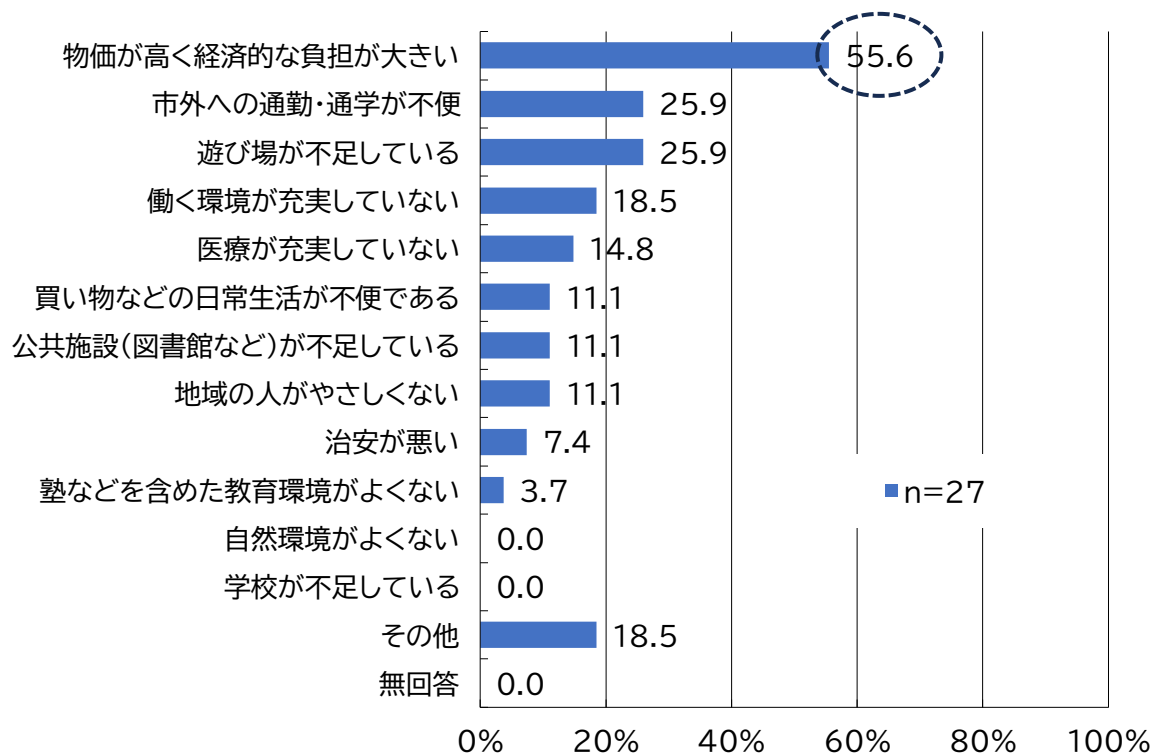
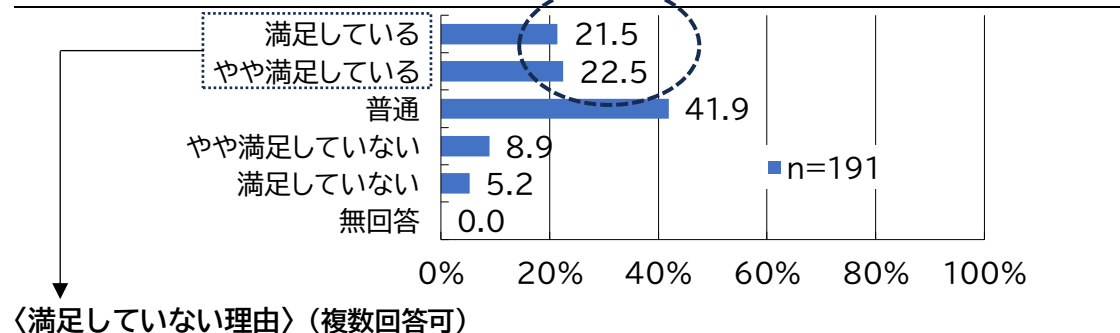
【現在抱えている悩みや困りごと（複数回答可）】



市での生活の満足度は、「満足している」と「やや満足している」を合わせた肯定的な評価（44.0%）が、否定的な評価（14.1%）を上回っている

- 「満足している」と「やや満足している」を合わせた肯定的な評価が44.0%と、「やや満足していない」、「満足していない」という否定的な評価（14.1%）を上回っています。
- 満足していない理由は「物価が高く経済的な負担が大きい」が55.6%と最も高く、次いで「市外への通勤・通学が不便」、「遊び場が不足している」が25.9%、「働く環境が充実していない」が18.5%と続いています。

【座間市での生活の満足度】



【座間市での生活の満足度】〈年齢区分別の集計結果〉

- いずれの年齢区分も、肯定的な評価が否定的な評価を上回っています。
- 15～19歳では肯定的な評価が54.8%と、他の年齢区分と比べて高くなっています。

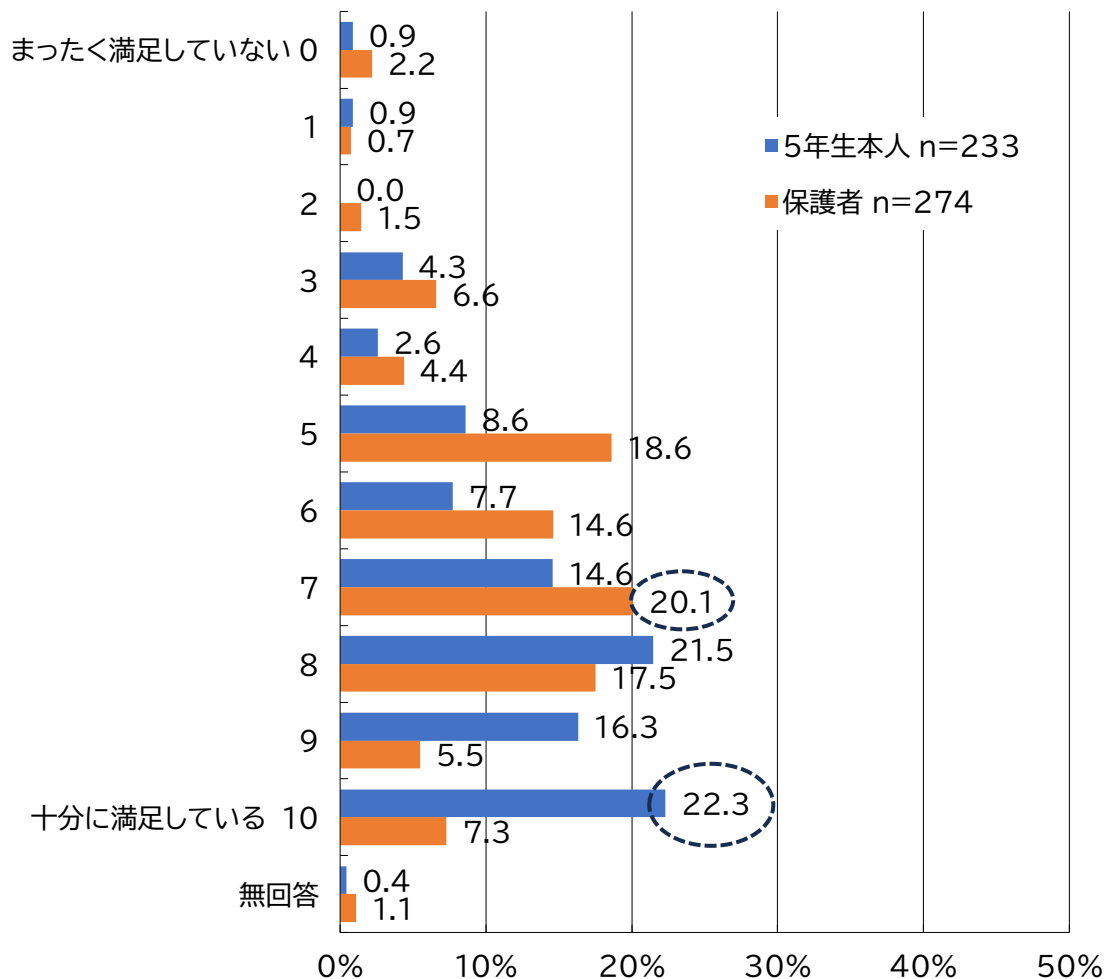
	回答者数	肯定的な評価	普通	否定的な評価	無回答
全体	191	44.0%	41.9%	14.1%	0.0%
年齢3区分	15～19歳	54.8%	32.9%	12.3%	0.0%
	20～24歳	33.4%	56.1%	10.5%	0.0%
	25～29歳	40.6%	40.6%	18.8%	0.0%

④こどもの貧困の実態調査（対象：小学5年生）

最近の生活の満足度は、小学5年生本人と保護者に大きな差がある（本人は比較的高く、保護者は本人よりも低い）

- 最近の生活の満足度は、小学5年生本人は「10：十分に満足している」が22.3%、「8」が21.5%と、これらが上位2つの一方、小学5年生の保護者は「7」が20.1%、「5」が18.6%と、これらが上位2つとなっています。

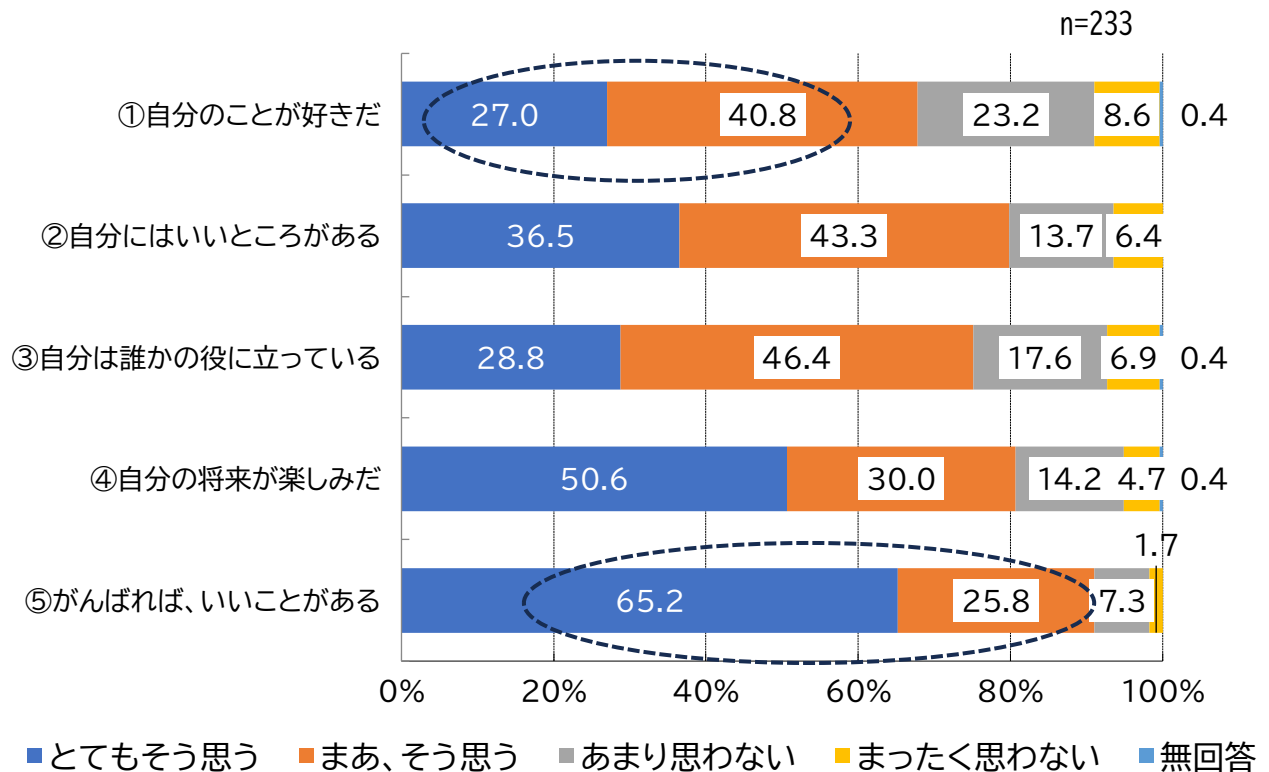
【最近の生活の満足度（0～10段階の評価）について】



“自分のことが好きだ”に対して、「とてもそう思う」と「まあ、そう思う」を回答した割合は約7割（67.8%）

- “①自分のことが好きだ”ということについては、「とてもそう思う」と「まあ、そう思う」を合わせた割合が約7割（67.8%）となっています。また、“⑤がんばれば、いいことがある”ということについては、同割合が91%と同割合が最も高くなっています。

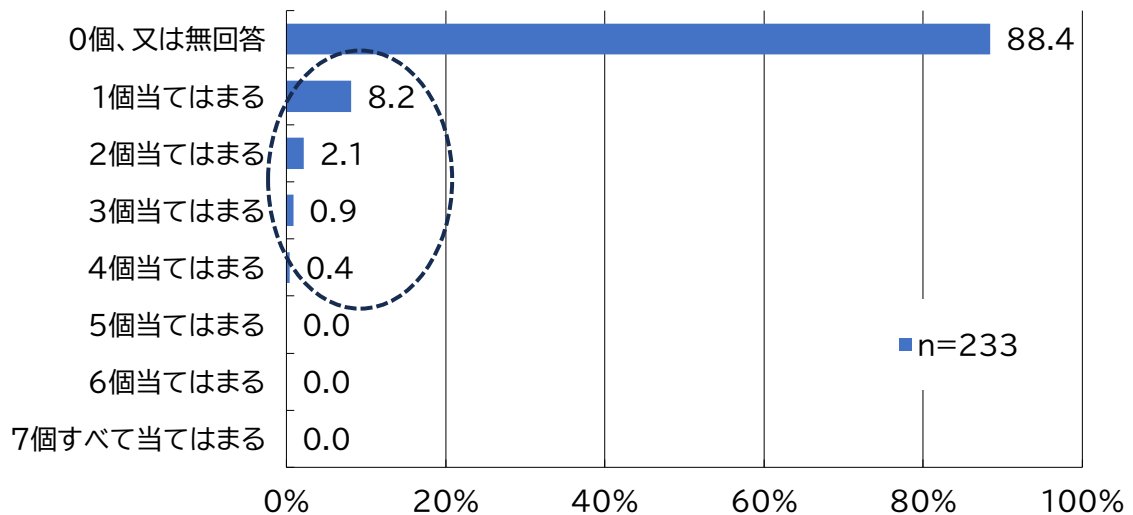
【自己肯定感について】



逆境体験に関わる項目に1個以上当てはまる割合は11.6%

- a～hの項目に関する該当状況を見ると、「1個当てはまる」が8.2%（19人）、「2個当てはまる」が2.1%（5人）、「3個当てはまる」が0.9%（2人）、「4個当てはまる」が0.4%（1人）となっており、1個以上当てはまる割合は11.6%となっています。

【逆境体験について】



- a 一緒に住んでいる大人から、あなたの悪口を言われる、けなされる、恥をかかされる、または、身体を傷つけられる危険を感じるようなふるまいをされることがよくある。
- b 一緒に住んでいる大人から、押される、掴まれる、叩かれる、物を投げつけられる、体を触られるなど嫌な思いをすることがよくある。または、怪我をするほど強く殴られたことが一度でもある。
- c 家族の誰からも愛されていない、大切にされていない、支えてもらえていないと感じることがある。
- d 必要な食事や衣服を与えられなかったり、自分を守ってくれる人は誰もいないと感じることがある。
- e 一緒に住んでいる家族が、誰かに押されたり、掴まれたり、蹴られたりしたことがよくある、または、繰り返し殴られたり、刃物などで脅されたことが一度でもある。
- f 一緒に住んでいる人に、お酒を飲んだり薬などで自身の生活や人間関係を損なうような振舞いをした人がいる。
- g 一緒に住んでいる人に、心の病気で元気のない人がいる。

いわゆる貧困線未満等に該当する家庭の児童と非該当の児童では、学習の状況や将来の進路の意向、生活習慣における差がみられる

- 学校の授業以外の勉強については、貧困線（163万円）未満に該当する家庭や等価可処分所得の中央値（325万円）未満に該当する家庭の児童については、非該当の家庭と比べて「塾で勉強する」との回答率が低くなっています。
- 将来の進学意向については、貧困線（163万円）未満に該当する家庭や等価可処分所得の中央値（325万円）未満に該当する家庭の児童については、非該当の家庭と比べて「大学またはそれ以上」との回答率が低くなっています。
- いわゆる孤食の状況については、等価可処分所得の中央値（325万円）未満に該当する家庭の児童については、非該当の家庭と比べて「毎日食べる（週7日）」との回答率が低くなっています。

【ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか】

		回答者数	自分で勉強する	塾で勉強する	学校の補習を受ける	家庭教師に教えてもらう	地域の勉強会に参加する	家の人に教えてもらう	友達と勉強する	学校の授業以外で勉強はしない	その他	無回答
	全体	158	71.5%	23.4%	0.6%	0.6%	0.6%	53.8%	19.6%	8.2%	9.5%	0.0%
貧困線（163万円）未満に該当	該当	8	87.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	12.5%	0.0%	12.5%	0.0%
	非該当	144	71.5%	25.0%	0.7%	0.7%	0.7%	54.9%	19.4%	7.6%	9.7%	0.0%
等価可処分所得の中央値（325万円）未満に該当	該当	66	74.2%	6.1%	1.5%	1.5%	1.5%	54.5%	21.2%	7.6%	9.1%	0.0%
	非該当	86	70.9%	37.2%	0.0%	0.0%	0.0%	54.7%	17.4%	7.0%	10.5%	0.0%

※等価可処分所得は、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得のことで、325万円が等価可処分所得の中央値。また、等価可処分所得の中央値の半分（163万円）がいわゆる貧困線です。

【将来、どの段階まで進学したいですか】

		回答者数	中学まで	高校まで	短大・高専・専門学校まで	大学またはそれ以上	まだわからない	その他	無回答
	全体	158	0.6%	10.8%	13.9%	39.3%	35.4%	0.0%	0.0%
貧困線（163万円）未満に該当	該当	8	0.0%	37.5%	12.5%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%
	非該当	144	0.7%	8.3%	14.6%	41.0%	35.4%	0.0%	0.0%
等価可処分所得の中央値（325万円）未満に該当	該当	66	1.5%	12.1%	13.6%	28.8%	44.0%	0.0%	0.0%
	非該当	86	0.0%	8.1%	15.1%	48.9%	27.9%	0.0%	0.0%

【タごはんを一人で食べること】

		回答者数	毎日（週7日）	週5～6日	週3～4日	週1～2日	全くない	無回答
	全体	158	5.1%	1.9%	1.9%	16.5%	65.7%	8.9%
貧困線（163万円）未満に該当	該当	8	12.5%	12.5%	0.0%	12.5%	50.0%	12.5%
	非該当	144	4.9%	1.4%	2.1%	16.0%	67.3%	8.3%
等価可処分所得の中央値（325万円）未満に該当	該当	66	7.6%	3.0%	3.0%	19.7%	53.1%	13.6%
	非該当	86	3.5%	1.2%	1.2%	12.8%	76.6%	4.7%

いわゆる貧困線未満等に該当する家庭の児童と非該当の児童では、学習支援の利用希望率の差がみられる

- （自分や友人の家以外で）夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）の利用については、貧困線（163万円）未満に該当する家庭等の児童と非該当の家庭の児童で、「あれば利用したいと思う」という利用希望率に所得による差は見られません。
- 勉強を無料でみてくれる場所の利用については、貧困線（163万円）未満に該当する家庭や等価可処分所得の中央値（325万円）未満に該当する家庭の児童については、非該当の家庭と比べて「あれば利用したいと思う」という利用希望率が高くなっています。

【（自分や友人の家以外で）夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）の利用について】

		回答者数	利用したことがある	あれば利用したいと思う	今後も利用したいと思わない	今後利用したいかどうかわからない	無回答
	全体	158	13.9%	35.4%	22.2%	28.5%	0.0%
貧困線（163万円）未満に該当	該当	8	37.5%	37.5%	12.5%	12.5%	0.0%
	非該当	144	13.2%	34.7%	23.6%	28.5%	0.0%
等価可処分所得の中央値（325万円）未満に該当	該当	66	12.1%	31.8%	25.8%	30.3%	0.0%
	非該当	86	16.3%	37.2%	20.9%	25.6%	0.0%

【勉強を無料でみてくれる場所の利用について】

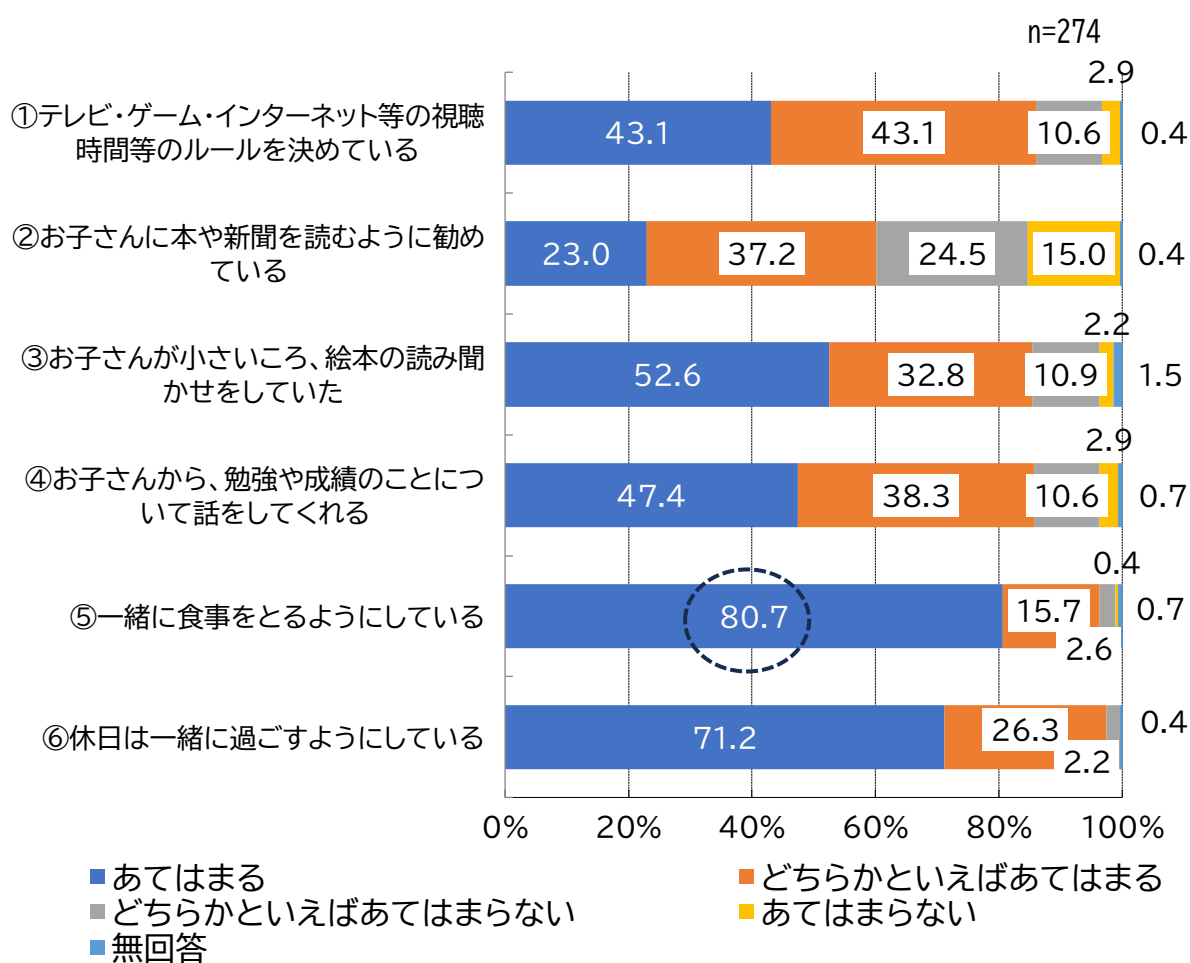
		回答者数	利用したことがある	あれば利用したいと思う	今後も利用したいと思わない	今後利用したいかどうかわからない	無回答
	全体	158	7.0%	38.5%	32.3%	22.2%	0.0%
貧困線（163万円）未満に該当	該当	8	12.5%	50.0%	37.5%	0.0%	0.0%
	非該当	144	6.3%	37.5%	33.3%	22.9%	0.0%
等価可処分所得の中央値（325万円）未満に該当	該当	66	4.5%	45.5%	31.8%	18.2%	0.0%
	非該当	86	8.1%	32.6%	34.9%	24.4%	0.0%

⑤こどもの貧困の実態調査（対象：小学5年生の保護者）

こどもと“一緒に食事をするようにしている”と回答した保護者が80.7%

- 「あてはまる」という割合は、“⑤一緒に食事をするようにしている”が80.7%と最も高く、次いで“⑥休日は一緒に過ごすようにしている”が71.2%と続いています。
- そのほかの項目は、“①テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている”が43.1%、“②お子さんに本や新聞を読むように勧めている”が23.0%、“③お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた”が52.6%、“④お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれる”が47.4%となっています。

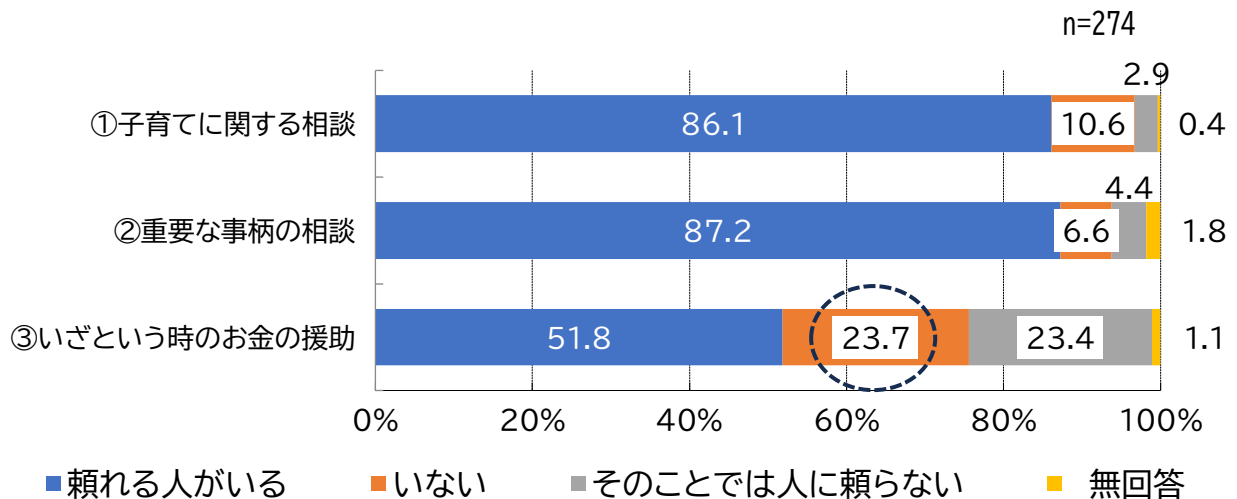
【こどもとの関わり方について】



“いざという時のお金の援助”について「頼れる人がいない」割合が23.7%

- 「いない」という割合は、“①子育てに関する相談”が10.6%、“②重要な事柄の相談”が6.6%、“③いざという時のお金の援助”が23.7%となっています。

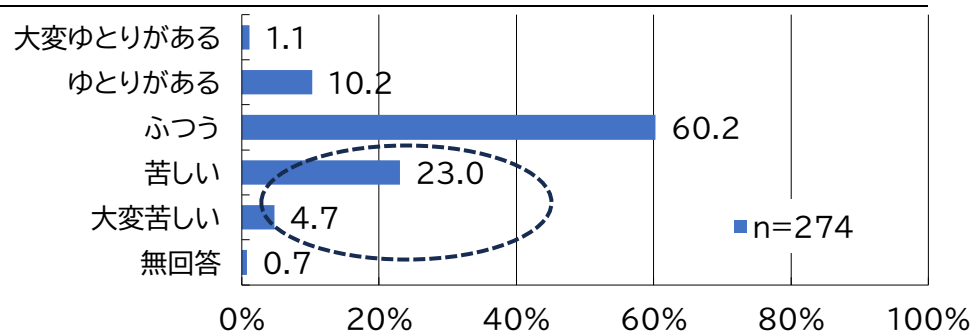
【頼れる人の有無】



現在の暮らしについて、「苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合は27.7%

- 「ふつう」が60.2%と最も高く、次いで「苦しい」が23.0%と続いており、「苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合は27.7%となっています。

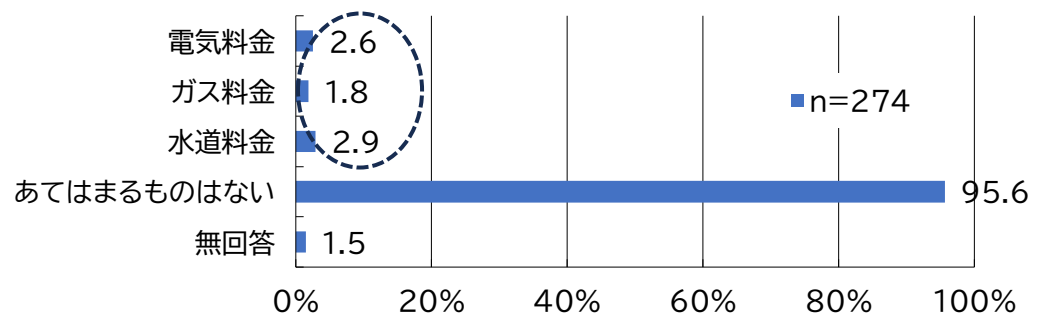
【現在の暮らしの状況】



過去1年の間に経済的な理由で未払いになった者の割合は、「電気料金」が2.6%、「ガス料金」が1.8%、「水道料金」が2.9%

- 「電気料金」が2.6%、「ガス料金」が1.8%、「水道料金」が2.9%となっています。

【過去1年の間に、料金が経済的な理由で未払いになったこと】



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、第2期子ども・子育て支援事業計画において『すべての人で支え合い、笑顔で子育て・子育てできるまちを目指して』を基本理念として定め、こども・子育て支援に関する施策に総合的に取り組んできました。

一方、国のこども大綱は「こどもまんなか社会（全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会）」を目指すものとなっており、こども基本法の基本理念とともに、これらの方向性も踏まえる必要があります。

また、市の上位計画である「第五次座間市総合計画－ざま未来プラン－」（令和5年度～12年度）では、『ひと・まちが輝き 未来へつなぐ』を目指すまちの姿とし、政策1では「共に学び、健やかに育つまちづくり」を掲げています。

そこで、本計画の基本理念については、以上の国の目指す方向性や理念、市の上位計画の理念等との調和を図りつつ、一貫性のあるこども・子育て支援の方向性を示すため、『全てのこども・若者が安心して輝くことができるまちを目指して』を基本理念とします。

この基本理念は、本市に暮らすこども・若者が、自らの個性を発揮・尊重できるよう、自身の時機で、自身の自由に選択でき、その選択を市全体で支援・後押しするものであり、今後もこの基本理念に基づき、こどもたちの健やかな成長と、笑顔で安心して子育てできる環境を目指し、こども・子育てに関する包括的な支援を図ります。

本計画の基本理念

全てのこども・若者が安心して輝くことができるまちを目指して

※こどもまんなか社会 （こども大綱より抜粋）

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

2 基本目標

目標1 安心して子育てするための支援の充実

本市は、保育所等利用の待機児童の解消に向けて、ニーズに応じた幼児教育・保育の提供基盤の確保とともに、教育・保育の質の確保及び向上を目指します。

また、子育てに関する情報提供や相談支援、親同士の交流や仲間づくりの支援など、妊娠から子育て期まで切れ目のない支援やサービスを提供するとともに、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、様々な悩みや不安を解消したり、こども・子育ての孤立化を防ぐための支援の充実を図ります。

さらに、子育てと仕事の両立を支援するため、多様な働き方を選択できるよう意識改革を働きかけます。

目標2 安心してこどもを産み、親子が健やかに育つための支援の充実

本市は、市民が安心してこどもを産み、育てられるよう、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない伴走型支援に努めるとともに、各種健診や教室等、母子保健事業の充実により、親子が健やかに育つための包括的な支援体制の強化を図ります。

目標3 こどもが心豊かに学び育つ教育環境づくりの推進

本市は、変化の時代を生きるこどもたちが、将来に向けて豊かな人間関係を築き、社会性を育み、健康でのびのびと成長し自立できるよう、家庭や地域の教育力の向上のための取組に努めるとともに、食育の推進など多様な体験ができ、放課後等を安全・安心に過ごせるようなこどもの居場所づくりや体験活動の機会の提供を図ります。

目標4 こども・子育てに安全で安心な地域づくりの推進

本市は、親子が安心して外出できる環境の整備に努めるほか、こどもの交通安全を確保するための活動の推進とともに、こどもが犯罪や事件に巻き込まれることのないよう、啓発や情報発信、地域ぐるみの見守り・安全活動の推進を図ります。

目標5 要配慮・要保護の児童や家庭への支援の充実

本市は、全てのこどもが一人の人間として尊重され、自分らしく生き生きと成長できるよう、こどもが権利の主体であることを市民で共有し、児童虐待防止への対策とともに、人権擁護の取組を推進します。

また、障がい児や医療的ケア児への支援やひとり親家庭への支援等、配慮や保護が必要なこどもや家庭への総合的な支援体制の整備に努めます。

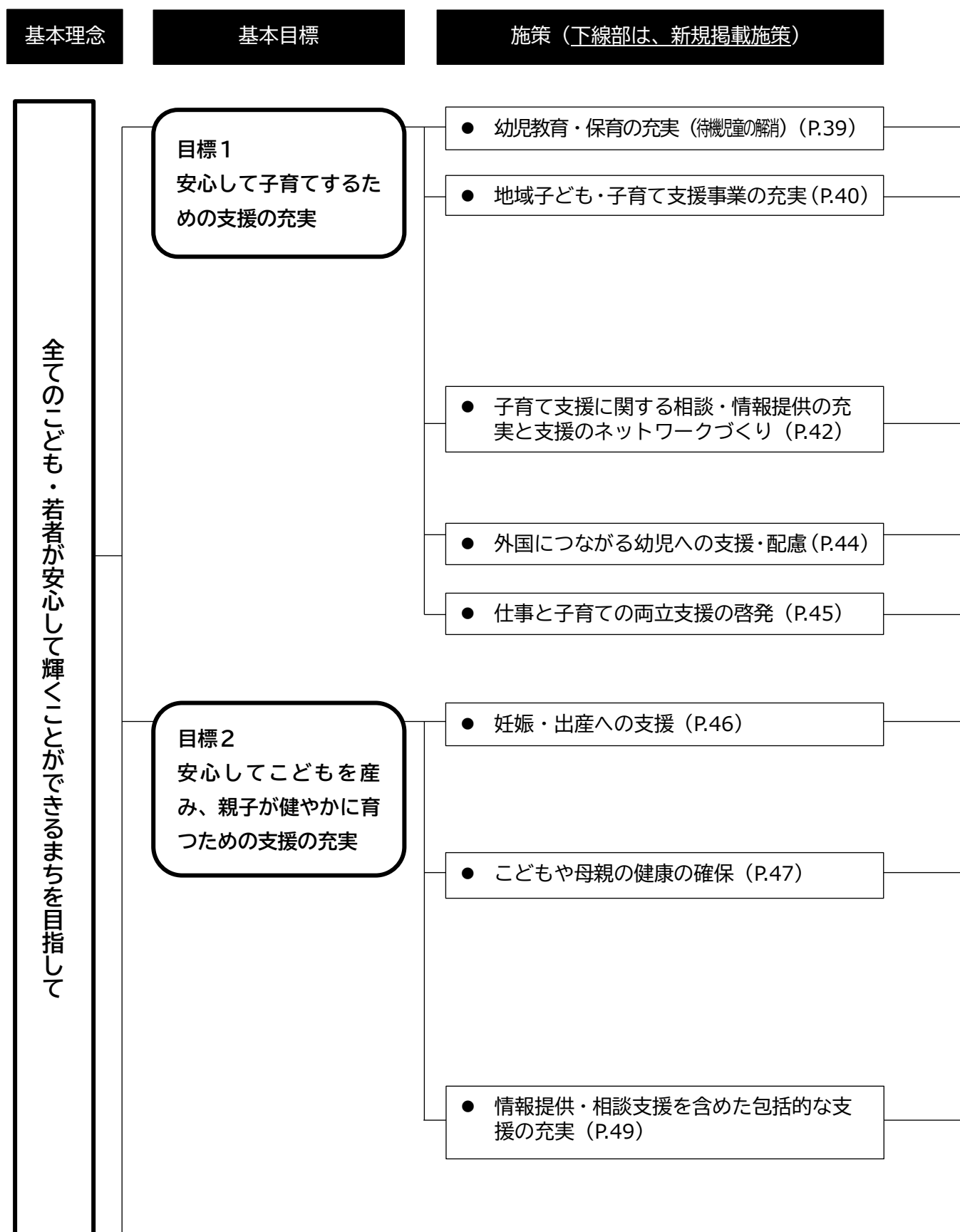
なお、これらの対策の推進に当たっては、地域福祉計画や障害児福祉計画をはじめ、市の関連する計画と連携・調和した取組に努めるほか、保健、医療、福祉、教育等の関係機関のネットワークのもとで、対策を進めます。

目標6 こども・若者の未来を応援する支援の充実

本市は、貧困が世代を超えて連鎖することなく、全てのこども・若者が将来に向けての夢や希望を持つことができるよう、子育て世帯の貧困の解消に向けた取組を推進します。

また、悩みや不安を抱えるこども・若者の新生活を支援する取組とともに、市の施策に対するこどもや若者の意見聴取の機会の充実と施策への反映に努めます。

3 施策の体系



事業等（下線部は、新規掲載事業）

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育・保育事業（施設型給付及び地域型保育給付） ● 休日保育事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保育人材の確保 ● 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 |
|---|---|

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 利用者支援事業 ● 地域子育て支援拠点事業 ● 妊婦健康診査 ● 乳児家庭全戸訪問事業 ● 養育支援訪問事業 ● 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業） ● 一時預かり事業 ● 延長保育事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 病児・病後児保育事業 ● 放課後児童健全育成事業（児童ホーム） ● 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ● <u>妊婦等包括相談支援事業</u> ● 産後ケア事業 ● <u>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</u> ● <u>子育て世帯訪問支援事業</u> |
|--|--|

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 育児相談 ● 民生委員児童委員による相談・支援 ● 児童相談 ● 地域育児支援センター事業 ● ざまっぷ（子育て情報誌）の発行 | <ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習3館こどもサークル情報交換会 ● アクティヴツインズ支援 ● おはなし会 ● 保育ボランティア養成講座 ● <u>こども家庭センター</u> |
|---|--|

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 外国籍母子支援 | |
|---|--|

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画講座 ● 女性のチャレンジ支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● あくしゅフォーラム ● 職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発事業 |
|--|--|

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠届の受理 ● 母子健康手帳の交付 ● 父子健康手帳の交付 ● 出生連絡票の受理 ● ハローベビークラス(母親父親教室) | <ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦健康診査 ● 妊婦歯科健康診査 ● 産婦健康診査 ● 産後ケア事業 |
|---|--|

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 親子相談 ● 乳幼児フォロー教室「わくわく教室」「すくすく教室」 ● 離乳食教室「赤ちゃん教室」生後5～6か月児 ● 離乳食教室「もぐもぐ教室」生後7～8か月児 ● 乳幼児健康診査 ● 未熟児訪問指導 ● 未熟児・多胎児支援教室 ● ぱくぱく幼児食教室 | <ul style="list-style-type: none"> ● 赤ちゃん訪問指導 ● 乳幼児訪問指導 ● 電話相談 ● 予防接種 ● 母子手帳アプリ「母子モ」 ● 小児医療費助成 ● 未熟児養育医療費助成 ● 定期健康診断 |
|---|--|

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● こども家庭センター ● 乳幼児発達支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>妊婦等包括相談支援事業</u> |
|--|--|

基本理念	基本目標	施策（ <u>下線部は、新規掲載施策</u> ）
全てのこども・若者が安心して輝くことができるまちを目指して	目標3 こどもが心豊かに学び育つ教育環境づくりの推進	● 家庭や地域の教育力の向上（P.51） ● こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備（P.54） ● 心と体を育む食育の推進（P.56） ● <u>放課後児童対策パッケージ等に基づく取組の推進（P.57）</u>
	目標4 こども・子育てに安全で安心な地域づくりの推進	● 安心して外出できる環境、安全・安心な生活環境の整備（P.59） ● こどもの交通安全を確保するための活動の推進（P.59） ● こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進（P.60）
	目標5 要配慮・要保護の児童や家庭への支援の充実	● <u>こども・若者の権利に関する啓発（P.61）</u> ● 児童虐待防止対策の充実（P.62） ● ひとり親家庭の自立支援の推進（P.63） ● 障がい児施策の充実（P.64）

施策（下線部は、新規掲載施策）

- コミュニティセンター管理運営事業
- スポーツ振興事業
- スポーツ少年団本部運営費補助事業
- 座間市”社会を明るくする運動”
- 青少年活動事業
- 青少年健全育成協力団体の支援
- ジュニア・リーダーの発掘・養成
- 青少年相談

- 家庭教育コラム
- 子育てサロン
- ふれあい自然科学クラブ
- 子育てフェスティバル
- 親と子が共に育つ教室
- 幼児を持つファミリー学級
- 子育てわくわく学級
- 地域学校との交流会

- おもちゃ病院
- 家庭教育推進講座
- P T A指導者研修会
- 家庭教育研究集会
- パパと遊ぼう
- 読書普及活動
- ブックスタート

- 豊かな心育成推進事業
- ころも・ときめきスクール推進事業
- 教育支援教室事業
- 外国語指導助手派遣事業
- 特別支援教育事業

- 日本語指導協力者派遣事業
- 中学校部活動指導者派遣事業
- コミュニティ・スクール推進事業
- 教育相談事業
- 学校支援及び学校司書支援

- 保育所（食育）
- 小学校（食育）

- 中学校（食育）

- 放課後児童健全育成事業（児童ホーム）
- 児童館の運営

- 放課後子ども教室

- 公園等整備事業
- 公園等維持管理事業

- 公園等施設点検事業
- 総合交通対策事業

- 交通安全施設整備事業

- こどもの交通安全教育
- 学童交通安全指導員の配置

- 啓発物の配布

- 防犯啓発活動
- 防犯灯の設置・管理
- 防犯カメラの設置
- 街頭補導活動

- こども 110 番の家
- 学校安全対策指導員の配置
- 市内小学生（新入学児童）に防犯ブザーを支給

- こども基本法やこどもの権利条約等に関する普及啓発
- 学校教育における人権教育の推進

- S O S の出し方に関する啓発の推進

- 座間市要保護児童対策地域協議会
- 児童虐待防止に向けた市民への普及啓発

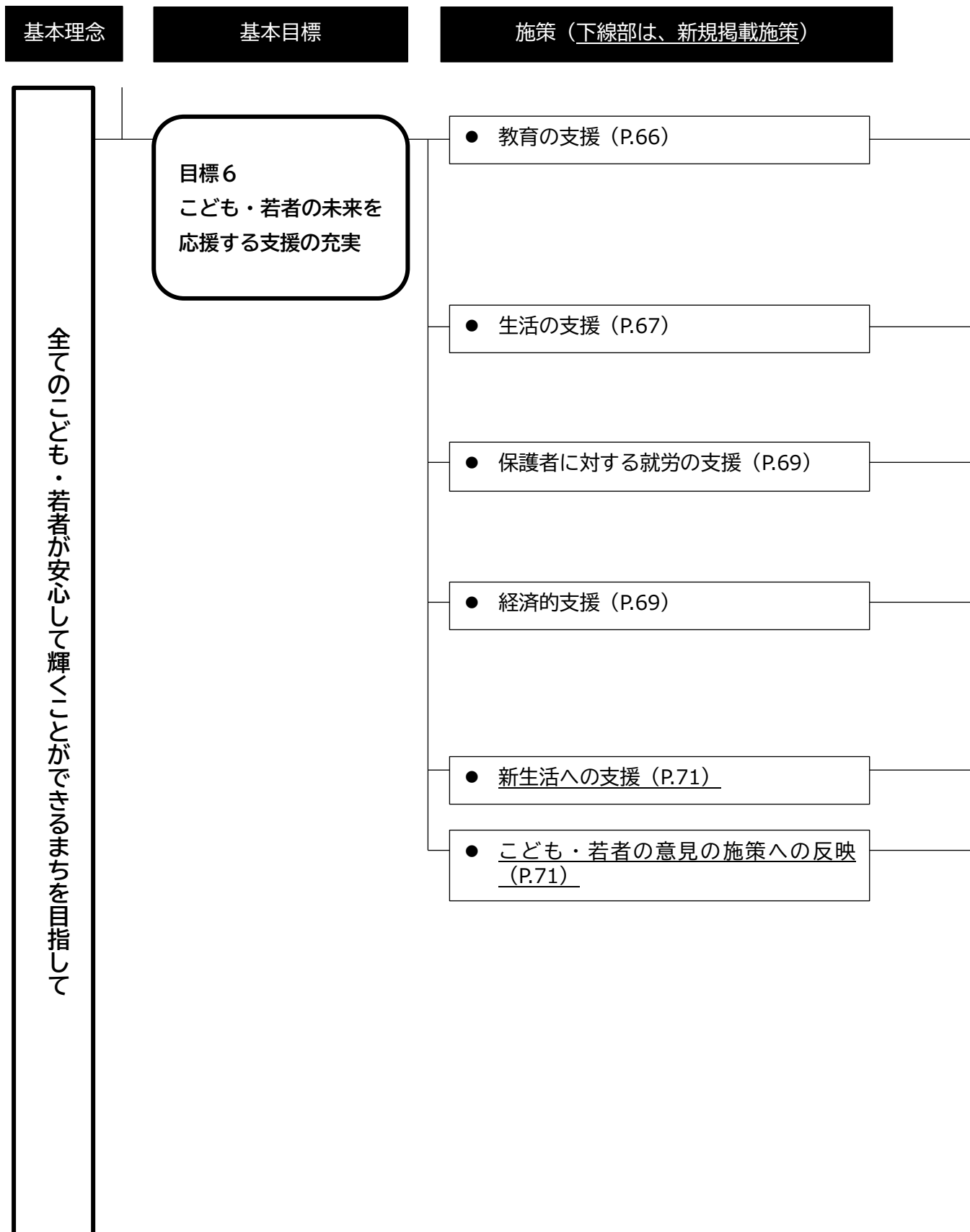
- こども家庭センター

- ひとり親家庭の粗大ごみ減免
- 母子家庭等自立支援給付金事業の推進
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進
- 母子・父子自立支援員による相談
- ひとり親家庭等医療費助成事業
- 児童扶養手当

- 神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ひとり親家庭等支援施策・制度の情報提供の充実
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業）
- 養育費に関する公正証書等作成支援事業
- J R 定期乗車券の割引制度
- 水道料金・下水道使用料の減免

- 児童発達支援事業
- 日中一時支援
- 医療的ケア児の支援のための総合的な支援体制の構築

- 障害児相談支援
- 教育相談事業
- 児童発達支援センター



事業等（下線部は、新規掲載事業）

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給 ● 生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外 ● 子どもの学習・生活支援事業 ● 神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付 ● 座間市奨学金 | <ul style="list-style-type: none"> ● 就学援助 ● 特別支援教育就学奨励費 ● 教育相談事業 ● スクールソーシャルワーカーの配置 |
|---|---|

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● こども家庭センター ● 生活困窮者自立支援事業 ● 地域子育て支援拠点事業 ● ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 母子・父子自立支援員による相談 ● ひとり親家庭等支援施策・制度の情報提供の充実 ● <u>就労準備支援事業</u> ● <u>ひきこもりサポート事業</u> |
|---|--|

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護制度に係る就労自立給付金 ● 生活保護制度に係る被保護者就労支援事業 ● 就労支援（ハローワーク出張相談） ● 母子家庭等自立支援給付金事業の推進 |
|--|

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 住居確保給付金 ● ひとり親家庭の粗大ごみ減免 ● 小児医療費助成 ● 生活保護制度 ● ひとり親家庭等医療費助成事業 ● 児童手当 | <ul style="list-style-type: none"> ● 児童扶養手当 ● 神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付 ● 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業） ● J R 定期乗車券の割引制度 ● 水道料金・下水道使用料の減免 |
|---|--|

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 結婚を希望する人への支援 |
|--|

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● <u>こども・若者の意見聴取</u> |
|--|

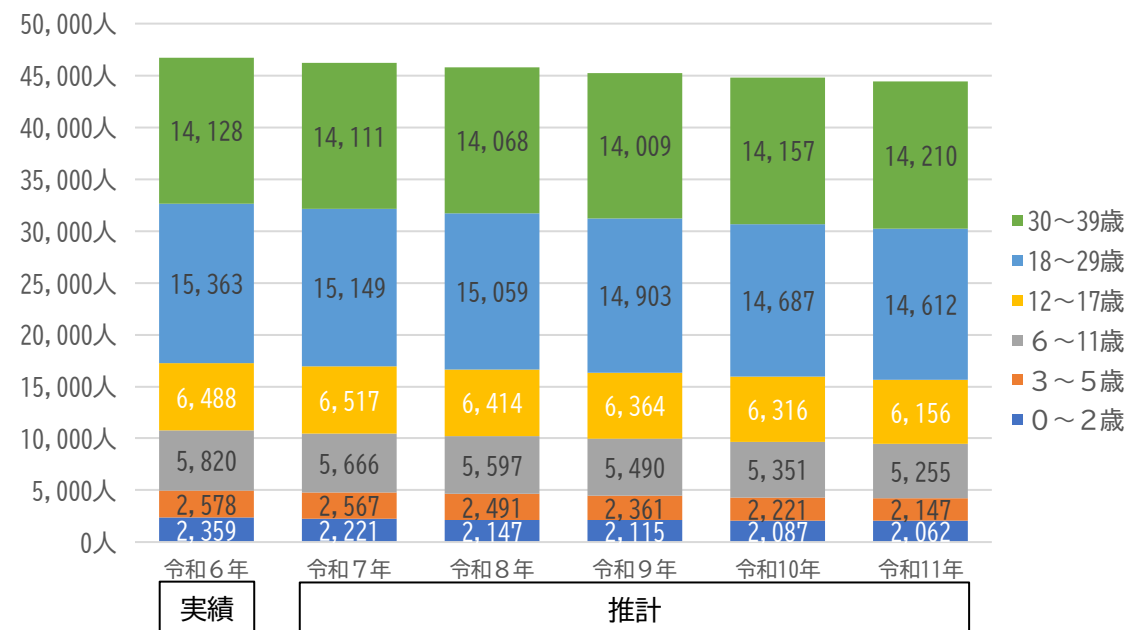
4 計画期間の推計人口

計画期間における人口（各個別計画の施策対象である0歳から39歳まで）は、国勢調査結果をベースとした人口に基づき、コーホート要因法※により推計を行いました。

※コーホート要因法

各コーホートの「自然増減（出生及び死亡）」及び「純移動転出入」という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。なお、0歳人口のみ、過去5年の15～49歳女性の出生率に基づき推計します。

◆推計人口（各年10月1日時点）



	実績※	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～2歳	2,359	2,221	2,147	2,115	2,087	2,062
3～5歳	2,578	2,567	2,491	2,361	2,221	2,147
0～5歳 計	4,937	4,788	4,638	4,476	4,308	4,209
6～11歳	5,820	5,666	5,597	5,490	5,351	5,255
0～11歳 計	10,757	10,454	10,235	9,966	9,659	9,464
12～17歳	6,488	6,517	6,414	6,364	6,316	6,156
18～29歳	15,363	15,149	15,059	14,903	14,687	14,612
30～39歳	14,128	14,111	14,068	14,009	14,157	14,210
0～39歳 合計	46,736	46,231	45,776	45,242	44,819	44,442

※実績は、国勢調査結果をベースとした人口

出典：座間市の人口推計（令和6年10月）

第2部 各論

第1章 こども・子育て支援施策の総合的な展開

1 安心して子育てするための支援の充実

(1) 幼児教育・保育の充実（待機児童の解消）

施策の基本方針

共働き家庭や女性のフルタイム就労の増加等を背景として、保育所の利用を希望する児童の割合は年々上昇しており、本市では市立保育園の民間移管に伴う施設整備、新規小規模保育施設整備及び既存園による定員の弾力的運用により、利用定員の拡大に取り組んでいますが、依然として、保育については、需要が供給を上回っている状況です。

引き続き、待機児童の解消に向けたサービス提供基盤の確保とニーズに対応した多様な保育サービスの充実に努めるほか、子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設や預かり保育などを利用することの保護者の負担軽減のための給付）の円滑な実施に努めます。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
幼児教育・保育事業 （施設型給付及び地域型保育給付）	- 市立保育所の民間移管に伴う施設整備、新規小規模保育施設整備、既存園による定員の弾力的運用及び認定こども園の整備により、保育の利用定員を増やすことで供給量を拡大し、需要へ対応します。 - 保育所等の安全性や利便性の向上を図るための設備の改修等を実施にあたっては、国のこども・子育て支援事業債の活用等を検討します。 - 幼児教育・保育の質を確保するための取組を促すほか、特定教育・保育施設と地域型保育事業の円滑な連携・接続とともに、学校との円滑な連携・接続のための取組に努めます。	保育・幼稚園課
休日保育事業	日曜日や祝日も勤務する保護者のための「休日保育」を実施します。	保育・幼稚園課
保育人材の確保	保育士や幼稚園教諭の確保に向けた取組を実施します。	保育・幼稚園課
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	- 公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討し、実施します。 - 施設の確認、公示、指導監査等は、県と情報共有、連携し、円滑な施設等利用給付の実施に努めます。	保育・幼稚園課

(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

施策の基本方針

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が地域の実情に合わせて実施する事業であり、本市では次の 15 事業を実施します。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
利用者支援事業	● 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。関係機関と相互に連携を図りながら、相談、情報提供の充実に努めます。 ● また、妊娠期から子育て世代への一体的な支援を行うため、母子保健・児童福祉の機能を併せ持つ「こども家庭センター」を新設します。	こども家庭課 保育・幼稚園課
地域子育て支援拠点事業	● 開所時間を早めることや、土日の開所の要望を受け、子育て支援センターの運営委託先との契約の中で開所時間を早めることや休日の開所など、相談、情報提供の充実に努めます。	こども家庭課
妊婦健康診査	● 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	こども家庭課
乳児家庭全戸訪問事業	● 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	こども家庭課
養育支援訪問事業	● 養育者に対し、育児についての相談、指導、助言等を行い、適切な児童の養育が可能となるよう支援します。	こども家庭課
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート事業)	● 利用会員からの多様な依頼に対応できる体制を構築するため、新規の協力会員を引き続き募集した上で、活動していない協力会員の復帰を促進し、活動できる協力会員を増やします。 ● 事務局を土曜開所し、申込等の利便性の向上を図ります。	こども家庭課
一時預かり事業	● 家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。	保育・幼稚園課 こども家庭課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
延長保育事業	● 通常の利用時間以上であっても、保育を必要とする保護者のニーズに対応できるよう、保育所において実施します。	保育・幼稚園課
病児・病後児保育事業	● 病気又は病気回復期の児童について、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育します。	保育・幼稚園課
放課後児童健全育成事業（児童ホーム）	● 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 ● 共働き家庭の増加に伴い、需要が拡大しており、今後も必要な学区への整備等、需要に対する供給体制の確保を図ります。	こども育成課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	● 生活保護世帯等、世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等又は特定こども・子育て支援施設等に保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入費用又は行事への参加費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い施設型給付を受けない幼稚園における給食副食費について、費用の一部を助成します。	保育・幼稚園課
【新規】 妊婦等包括相談支援事業	● 全ての妊婦や子育て家庭を対象に、出産・育児の見通しを立てるための面談を実施し、必要なサービスの紹介等情報提供を実施します。 ● 面談は、①妊娠届出時、②妊娠８か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間で実施します。	こども家庭課
産後ケア事業	● 市内に住む全ての産婦の心身の安定と育児不安が解消できるよう、通所型の利用施設拡大や新規に宿泊型を開始する等内容の充実に努めます。	こども家庭課
【新規】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※	● 保育所等において、満３歳未満の未就園児に遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握しつつ、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。本事業は令和８年度より実施します。	保育・幼稚園課 こども家庭課
【新規】 子育て世帯訪問支援事業	● １歳未満の子を養育しており、心身の不調等により家事が困難な家庭、支援を要するヤングケアラーがいる家庭等、対象世帯を訪問し、家事支援を行います。	こども家庭課

※令和８年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

（３）子育て支援に関する相談・情報提供の充実と支援のネットワークづくり

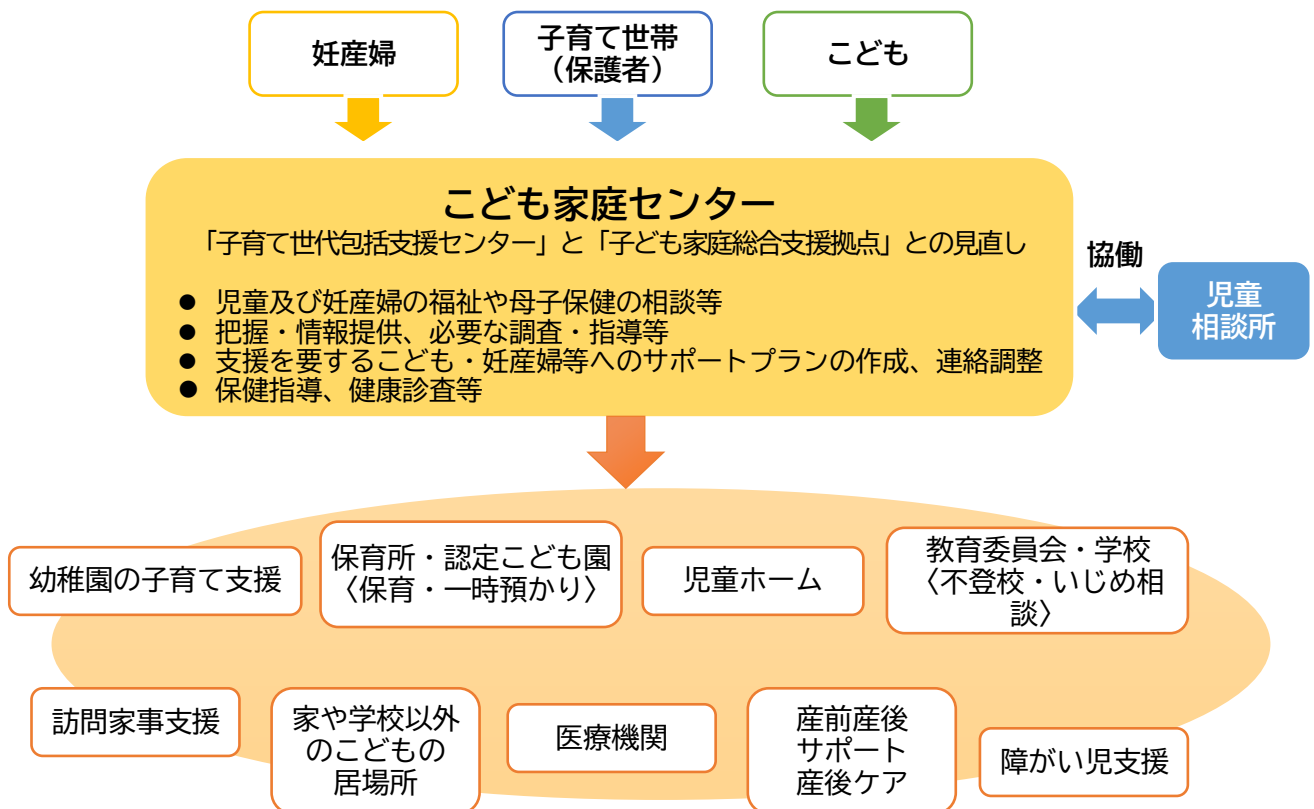
施策の基本方針

妊娠期から子育て期までの専門相談窓口である「ネウボラざまりん」について、さらにその機能を強化するかたちで「こども家庭センター」を設置することをはじめ、子育てに関する情報提供と相談支援の充実を図ります。

また、市内等で子育て支援に関わる活動をしているグループが、今後も地域で活動を継続できるように、活動場所の提供や広報活動等の支援を図ります。

さらに、多世代交流や保護者のネットワークづくりを支援するとともに、保育に関わるボランティアの育成に努めます。

◆こども家庭センターの機能強化とネットワーク



施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
育児相談	● 身体計測と乳幼児期に育児上起こる心配・疑問・問題点に対し相談を受け、保護者が自信と主体性を持って育児できるよう支援します。 ● 気軽に相談できるように、令和7年度からは子育て支援センターでの開催時間を午後開催に変更します。 ● また、市民健康センターの育児相談は、申し込み不要とし、気軽に参加できるよう変更します。	こども家庭課
民生委員児童委員による相談・支援	● 地域に根差した相談役として、相談に応じ、関係機関に適切につなぎます。	地域福祉課
児童相談	● 親の抱える育児上の疑問、不安及び心配事に対し、専門相談員を配置し、適切に相談に応じ、関係機関と対応していきます。	こども家庭課
地域育児支援センター事業	● 保育所の専門的機能を活用して、地域の子育て家庭の養育ニーズに対応するため、育児相談のほか、子育て家庭交流事業、高齢者と園児の体験交流等を行います。	保育・幼稚園課
ざまっぷ（子育て情報誌）の発行	● 市内の公園や公共施設の案内など、子育てに役立つ情報を引き続き掲載し、発行を継続します。	こども家庭課
生涯学習3館こどもサークル情報交換会	● 子育てに関わる活動を展開している社会教育団体が集まり、学習や情報交換を行う機会の提供や、団体の交流を図ります。	生涯学習課
アクティヴツインズ支援	● 双子以上の多胎児の子育てをしている保護者のネットワークづくりを支援します。	生涯学習課
おはなし会	● おはなしを通してこどもの豊かな心を育てるとともに、読書の楽しさを伝えることを目的として、絵本の読み聞かせのほか、手あそびをしたり、わらべうたを歌ったりします。	生涯学習課 図書館
保育ボランティア養成講座	● 保護者が公民館等で講座を受講する際に、こどもたちの保育を担当してくれるボランティアを育成します。	生涯学習課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
【新規】 こども家庭センター	● 妊娠期から子育て期までの専門相談窓口である「ネウボラざまりん」について、さらにその機能を強化（母子保健機能＋児童福祉機能）するかたちで「こども家庭センター」を令和7年度に設置します。 ● 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦や子育て世帯、ヤングケアラーなど困難な状況を抱えるこどもに確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援に当たります。	こども家庭課

（４）外国につながる幼児への支援・配慮

施策の基本方針

国際化の進展に伴い、帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、様々な文化を背景に持ち、生活上の価値観も多様な、いわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれます。

本市では、外国人等の在住状況や出身地等を踏まえつつ、保護者が安心して出産や子育てができ、幼児が健やかに成長できるよう支援を行います。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
外国籍母子支援	● 外国籍の方が安心して出産や子育てができるよう、必要に応じて通訳等を利用し、育児支援を行います。 ● 支援の必要な外国籍母子を「こども家庭センター」の窓口で把握し、乳幼児健診や窓口面接、家庭訪問等で必要なフォローが受けられるよう、通訳派遣やタブレットの活用、三者間通話の活用等により支援します。	こども家庭課

(5) 仕事と子育ての両立支援の啓発

施策の基本方針

令和5年3月に策定した「第三次ざま男女共同参画プラン」に基づき、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる社会づくりのための取組を推進します。

また、テレワーク等働き方の多様化を踏まえつつ、子育て家庭の就労支援や、男性の子育て参加を促進するなど、男女が共に協力して仕事と子育てを分担しながら多様な生き方や働き方を選択できるよう、意識改革を働きかけます。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
男女共同参画講座	● 家庭・社会において男女共に活躍するための端緒を目的とした講座を開催します。	人権・男女共同参画課
女性のチャレンジ支援事業	● 就職、再就職、起業等、就業を希望する女性に対し、講座を開き、「仕事の探し方」や「仕事と育児を両立させて働くには」等、具体的なアドバイスで就業・自立につなげていくことを目的としています。	人権・男女共同参画課
あくしゅフォーラム	● 本講演会を通じて「男女の相互意識」について正しく理解を促し、男女共同参画についての意識啓発を進めます。家庭内でのパートナーとのより良い関係についても考える機会とします。	人権・男女共同参画課
職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発事業	● 全ての労働者のワーク・ライフ・バランスの実現及び多様な働き方が可能となる労働環境を目指し、国、県及び各機関の支援施策等について普及啓発を行います。	産業振興課

2 安心してこどもを産み、親子が健やかに育つための支援の充実

(1) 妊娠・出産への支援

施策の基本方針

各種手帳の交付や教室、健康診査を通じて、妊娠・出産に関する正しい知識や、乳幼児の成長、健康管理等について学ぶ機会の充実を図ります。

また、専門職（保健師・助産師）による面接等を通じて、支援を必要とする家庭を把握し、継続支援、伴走型支援を図るほか、健康診査や産後ケア事業を通じて、妊産婦の健康管理やうつ予防を支援します。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
妊娠届の受理	- こども家庭センターにて妊娠届を受理し、その際に出産予定日、医療機関の確認と現在抱えている不安、疑問について対応します。 - 支援の必要な妊婦に対しては、継続的にフォローを行います。	こども家庭課
母子健康手帳の交付	- 妊娠届出者に対して交付します。 - 母が外国籍の場合、外国語/日本語併記母子健康手帳を必要に応じて交付します。 - 支援プランも作成し配付します。	こども家庭課
父子健康手帳の交付	初めて父となる人に対して交付し、妊娠・出産・育児について、知識と理解を深められるようにします。	こども家庭課
出生連絡票の受理	- 出生状況、里帰りの有無等を連絡票にて把握し、赤ちゃん訪問や産後うつ病等について説明、紹介します。 - 連絡票を元に赤ちゃん訪問の連絡や相談ありと記載のあるときに、電話等にて相談を受けます。	こども家庭課
ハローベビークラス (母親父親教室)	- 妊娠 18～35 週の初妊婦とパートナーを対象に3日間コースの教室を開催します。 - 妊娠中の生活、歯の話、栄養、お産の流れ、産後の過ごし方、妊婦体操、揺さぶられ症候群、沐浴、妊婦疑似体験等を実施します。 - 教室を通して、友達づくりと出産・育児のイメージをもつことを目的としています。	こども家庭課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
妊婦健康診査	● 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	こども家庭課
妊婦歯科健康診査	● 妊娠中に発生、進行しやすい歯や歯周病を予防・早期発見し治療につなぎます。 ● 生まれてくるこどもの口腔衛生にも関心を寄せるきっかけとします。	こども家庭課
産婦健康診査	● 産後うつ等の早期発見と対応を行うため、産婦健康診査の費用を補助します。	こども家庭課
産後ケア事業	● 市内に住む全ての産婦の心身の安定と育児不安が解消できるよう、通所型の利用施設拡大や新規に宿泊型を開始する等内容の充実に努めます。	こども家庭課

(2) こどもや母親の健康の確保

施策の基本方針

乳幼児健康診査や育児教室、育児相談等を通じて、成長の確認や疾病の早期発見とともに、成長の段階に応じた問題や心配に対して、知識の普及や不安の軽減に努めます。

また、育児に関する電話相談や訪問指導等、保健師等の専門職による個々の家庭の状況を踏まえた育児支援を継続的に行います。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
親子相談	● 行動発達、言語発達やこどもへの関わり方について心配のある親子からの相談を受け、適切な指導を行い親の不安を軽減するとともに、こどもの発達を促す助言をします。	こども家庭課
乳幼児フォロー教室 「わくわく教室」「すくすく教室」	● 教室の体制を見直し、保護者支援とこどもの発達支援に関わる教室体制の充実にあたります。	こども家庭課
離乳食教室「赤ちゃん教室」生後5～6か月児	● 概ね生後5～6か月の赤ちゃんを持つ親を対象に、こどもの発達に応じた離乳食のすすめ方や、育て方について、知識と理解を深められるようにします。	こども家庭課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
離乳食教室「もぐもぐ教室」生後7～8か月児	● 概ね生後7～8か月の赤ちゃんを持つ親を対象に、こどもの発達に応じた離乳食のすすめ方や、育て方について、知識と理解を深められるようにします。	こども家庭課
乳幼児健康診査	● こどもの発育・発達の確認し、知識の普及を図り、育児不安等が解消できるように支援します。（4か月児健康診査、8～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査、5歳児健康診査）	こども家庭課
未熟児訪問指導	● 出生体重が 2,500g 未満の未熟児及び養育医療申請児に対し、日常生活全般の保育指導及び育児支援を行います。	こども家庭課
未熟児・多胎児支援教室	● 出生体重が 2,500g 未満の未熟児及び養育医療申請児、多胎児とその養育者に対し日常生活全般の保育指導及び育児支援を行います。	こども家庭課
ぱくぱく幼児食教室	● 概ね1歳～1歳3か月の幼児（第1子）を持つ親を対象にこどもの発達に応じた離乳食完了期の進め方について、知識と理解を深められるようにします。	こども家庭課
赤ちゃん訪問指導	● 身体的・精神的に不安定な状態にある産婦及び新生児に対し、保健師及び助産師が家庭訪問し、新生児の発育及び育児上必要な事項や日常生活全般の保健指導を行います。	こども家庭課
乳幼児訪問指導	● 育児支援が必要な親子に対し、保健師が家庭訪問を行い、日常生活全般の保健指導及び栄養指導等を行います。	こども家庭課
電話相談	● 子育て支援センターの休日の開所と並行して、休日の対応、相談の受付の充実を図ります。	こども家庭課 保育・幼稚園課
予防接種	● 感染のおそれがある疾病の発生及び蔓延防止を目的に予防接種を行い、公衆衛生の向上に努めます。	こども家庭課
母子手帳アプリ「母子モ」	● こどもの年齢に合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせします。	こども家庭課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
小児医療費助成	● 小児の健康の増進に資することを目的に、小児にかかる医療費の一部を助成し、その健全な育成を支援します。	子育て支援課
未熟児養育医療費助成	● 母子保健法に規定する未熟児で、医師が指定養育医療機関における入院養育が必要と認めた医療費の自己負担額を助成します。	子育て支援課
定期健康診断	● 学校において児童生徒の健康保持増進を目的として、身体状況の検査を毎年定期的実施します。	就学支援課

(3) 情報提供・相談支援を含めた包括的な支援の充実

施策の基本方針

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目的として、「ネウボラざまりん」を開所しており、今後はこども家庭センターとしての機能強化とともに、関係機関等と連携を図りつつ、妊産婦や子育て世帯、ヤングケアラーなど困難な状況を抱えるこどもを含め、情報提供・相談支援を含めた包括的な支援の充実に努めます。

また、妊婦等への伴走型の相談支援を図るほか、発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児に対する包括的な支援を図ります。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
【新規】 こども家庭センター	● 妊娠期から子育て期までの専門相談窓口である「ネウボラざまりん」について、さらにその機能を強化（母子保健機能＋児童福祉機能）するかたちで「こども家庭センター」を令和7年度に設置します。 ● 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦や子育て世帯、ヤングケアラーなど困難な状況を抱えるこどもに確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援に当たります。	こども家庭課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
乳幼児発達支援事業	● 相談体制を見直し、保護者支援とこどもの発達支援の充実にあたります。	こども家庭課
【新規】 妊婦等包括相談支援事業	● 全ての妊婦や子育て家庭を対象に、出産・育児の見通しを立てるための面談を実施し、必要なサービスの紹介等情報提供を実施します。 ● 面談は、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間で実施します。	こども家庭課

3 こどもが心豊かに学び育つ教育環境づくりの推進

(1) 家庭や地域の教育力の向上

施策の基本方針

家庭や地域の教育力の向上のために、家庭教育に関する情報提供や子育て家庭同士の交流を支援する取組を推進するとともに、こどもたちが、生活する地域とのつながりを大切にする心を育み、地域の担い手として成長していけるよう、ジュニア・リーダーの養成のほか、青少年活動や関係団体による取組を支援します。

また、こどもの健全育成に向けて、様々な体験活動やスポーツ、読書、環境など幅広い教育の機会を提供します。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
コミュニティセンター管理運営事業	● 市民の地域活動を通じた交流の場となっているコミュニティセンターを、こどもの立場から利用しやすい施設としていくため、内容の充実と有効な施設利用を図ります。	市民協働課
スポーツ振興事業	● スポーツを継続するきっかけ及びスポーツを通じた生きがいづくり並びにスポーツの楽しさを感じてもらうことを目的として、各種スポーツ教室、スポーツイベント等を実施します。	スポーツ課
スポーツ少年団本部運営費補助事業	● 一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供し、スポーツを通して青少年のこころとからだを育て、スポーツで地域づくりに貢献することを理念として活動する市スポーツ少年団本部の運営を支援します。	スポーツ課
座間市”社会を明るくする運動”	● 犯罪や非行の防止と、犯罪や非行に陥った人たちの立ち直りを助けることへ理解と協力を訴えるPR活動を保護司会等と連携して行い、罪を犯した人や非行をした少年の更生を促せる地域社会づくりを目指します。	地域福祉課
青少年活動事業	● 小中学生を対象にした短期教室・講座の開催、青少年フェスティバルの開催等、青少年の健全育成の充実に努めます。	こども育成課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
青少年健全育成協力団体の支援	● 青少年が地域とともに活動できるように、地域の協力団体の活動を支援します。	こども育成課
ジュニア・リーダーの発掘・養成	● こども会等の行事や活動をサポートする中高生（ジュニア・リーダー）の発掘・養成に努めます。	こども育成課
青少年相談	● 青少年が抱える様々な悩みの解決を目指し、相談員が専門的見地から個々の事情に即した援助・助言を行います。	こども家庭課
【新規】家庭教育コラム	● 専門家、ざまトークの会等に原稿を執筆してもらい、家庭教育に関する情報発信を行い家庭教育の向上を図ります。	生涯学習課
子育てサロン	● 子育て中の保護者が気楽におしゃべりできる「場」を提供して、友達づくりを推進します。	生涯学習課
ふれあい自然科学クラブ	● 小学生を持つ親子を対象に、自然や科学に親しみながら共同学習等を開催し、家庭や地域の教育力の向上に努めます。	生涯学習課
子育てフェスティバル	● 子育て中の親と子育て支援団体等とが相互交流できる場を提供することを通じ、地域の家庭教育に対する意識向上を目的としたフェスティバルを実施します。	生涯学習課
親と子が共に育つ教室	● 子育て中の親を対象とした家庭・子育て・社会参加等の基礎学習を行います。	生涯学習課
幼児を持つファミリー学級	● 子育て中の母親・父親たちの仲間づくりと自立を目指すことを目的とした学級講座を開催します。	生涯学習課
子育てわくわく学級	● 子育てについての学びとともに地域の仲間づくりを目指します。	生涯学習課
地域学校との交流会	● 地域でこどもたちの成長を見守る一助となることを目的に、座間養護学校との交流を図ります。	生涯学習課
おもちゃ病院	● 壊れたおもちゃを修理して大切にする気持ちを育てるため、家庭教育として開設します。	生涯学習課
家庭教育推進講座	● 親が一人で育児を背負い込まず子育てしていける環境を目指すため、子育て中の親やこれから親になる方等を対象に子育て支援講座を開催します。	生涯学習課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
P T A指導者研修会	● 児童生徒を支援する組織であるP T Aの活動が円滑に運営できるように、役員としての心構えや活動の在り方を学ぶ研修を開催します。	生涯学習課
家庭教育研究集会	● こどもたちの現状を捉え、親の在り方、地域との関わりについて考えることにより、家庭や地域の充実と教育力の向上を図るための研究集会をP T Aと共催で開催します。	生涯学習課
パパと遊ぼう	● こどもの発達に応じた遊び方を学ぶことで父親の育児参加を促すための講座を開催します。	生涯学習課
読書普及活動	● 市内全域に図書館サービスを展開するため、図書館、公民館図書室をオンラインで結んでサービスを行うほか、直接利用が困難な地域については移動図書館によるサービスを行います。 ● 市内全小学校に移動図書館を巡回し、直接利用のほか、学校図書館や教員との連携も図っています。	図書館
ブックスタート	● 座間市で生まれた全ての赤ちゃんを対象に、赤ちゃん用の絵本、図書館の利用案内等が入ったトートバック（ブックスタートパック）を4か月健康診査会場にて保護者に直接手渡し、絵本の読み聞かせによる赤ちゃんとのコミュニケーションを勧めたり、子ども向け事業を案内することで、継続的な読書普及につなげます。	図書館

（２）こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

施策の基本方針

令和５年４月に策定した「第３期座間市教育大綱」に基づき、学校、家庭、地域、行政など、社会全体が連携して、豊かな心、確かな学力、健やかな体を育み、座間のこどもたち（ざまっ子）一人ひとりが個性を生かしてより良く生きることができるような「人づくり」に努めます。

また、情報化・グローバル化社会に対応し、学校における情報教育、外国語教育、国際理解教育を充実し、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力を高めます。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
豊かな心育成推進事業	● 豊かな心をはぐくむ教育は、教育活動全体を通じて、知・徳・体の調和の取れた人間育成をしていくことです。 ● 学校教育では、特にこどもたちの自己実現を目指した取組を重点として推進します。	教育指導課
こころ・ときめきスクール推進事業	● 「豊かな心の育成」に積極的に取り組むとともに、児童生徒一人ひとりの「生きる力」の育成を目指して地域（学校外）教育力を生かした教育活動等を展開し、創意に富んだ特色ある学校づくりを推進します。	教育指導課
教育支援教室事業	● 不登校児童生徒を対象にカウンセリング、集団での活動、教育指導等を組織的・計画的に行い、児童生徒の精神的自立を援助します。	教育研究所
外国語指導助手派遣事業	● 市内小中学校１７校に外国語指導助手（ＡＬＴ）を派遣し、各学校での外国語教育・英語教育の充実と国際理解教育を推進します。	教育指導課
特別支援教育事業	● 看護介助員 市内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、障がいがあり、学校生活における介助が必要な児童生徒への生活面での支援を行います。 ● 特別支援教育支援員 市内小中学校通常級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズへのきめ細かな支援を行います。	教育研究所

事業等	事業の内容及び方針	担当課
日本語指導協力者派遣事業	● 日本語指導を必要とする外国人等の児童生徒に対して、教員の指導に協力する者を派遣し、学校教育の円滑な推進と児童生徒の健全な育成及び国際理解教育の推進を図ります。	教育指導課
中学校部活動指導者派遣事業	● 市内中学校に部活動顧問の指導協力者として専門的技術を有する者を派遣し、部活動指導の充実を図ります。	教育指導課
【新規】 コミュニティ・スクール 推進事業	● 保護者や地域住民が学校運営に参画することで地域一体になって子どもたちを育み、特色ある教育環境づくりを進めます。	教育指導課
教育相談事業	● 学校をはじめ、市民からの教育に関する悩み等について、有効・適切な助言や援助を行い、問題の解決に寄与します。 ● 発達障がい等に関する特別支援教育及び不登校対策の充実を図ります。 ● 全小学校に学校教育心理相談員（スクールカウンセラー）や校内教育支援センター支援員を設置し、保護者や児童からの悩み等について、有効・適切な助言や援助を行い、問題の解決に寄与します。	教育研究所
学校支援及び学校司書支援	● 授業に役立つ資料等の整備を進め、学校の団体利用に提供します。 ● 各小中学校に配置されている学校図書館の学校司書の育成を支援するとともに、情報交換の機会を持つなど、連携を進めます。	図書館

（３）心と体を育む食育の推進

施策の基本方針

令和６年４月に策定した「第３次座間市健康なまちづくりプラン・第４次食育推進計画」に基づき、こども一人ひとりに合った望ましい食生活、食習慣を身につけられるよう、家庭や地域と連携しながら、各保育所や小学校、中学校における食育を推進します。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
保育所（食育）	● 市立保育所入所児及び保護者への食育について、次のような取組を推進します。 ・ 食育に取り組む体制づくり ・ 飼育・栽培・調理体験や地域の伝統的な食事体験の実施 ・ 食への興味を醸成するため、献立表に食材や食に関する行事についての説明文を記載	保育・幼稚園課
小学校（食育）	● 食を通して豊かな心を育成し、自分の健康を考えられる子を目指して、次のような取組を実施します。 ・ 教科における食に関する指導 ・ 給食時間における食に関する指導 ・ 献立の工夫（年間テーマを決めて作成）、興味関心を深めるための献立表への説明文の掲載 ・ 旬の食材や食品の知識を深めるため、献立に使われている食材の説明の配布 ・ 地場産物の活用	就学支援課 教育指導課
中学校（食育）	● 生活に必要な基礎的・基本的知識と技能の定着を図るため、次のような取組を実施します。 ・ 食事の果たす役割と健康知識の習得 ・ 栄養素の種類と働き、その特徴を把握し、一日の献立を作成 ・ 食品の選択、調理計画を立て、調理を実施 ・ 自分の食生活を振り返り、季節ごとの食を知るよう促進 ・ 旬の食材や食品の知識を深めるため、献立に使われている食材等の説明の放送	就学支援課 教育指導課

（４）放課後児童対策パッケージ等に基づく取組の推進

施策の基本方針

核家族化の進行や共働き家庭の増加等、こどもたちを取り巻く環境の変化に伴い、放課後等のこどもの居場所づくりが求められていることから、今後も放課後児童健全育成事業（児童ホーム）を推進します。

また、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、本市では放課後子ども教室の市内全 11 校の開設が完了しており、今後は国による「放課後児童対策パッケージ」に基づき、庁内連携のもとで児童ホームと放課後子ども教室の連携を強化します。

さらに、児童館を含めて、放課後や休日のこどもの居場所づくりに努めます。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
放課後児童健全育成事業（児童ホーム）	● 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 ● 共働き家庭の増加に伴い、需要が拡大しており、今後も必要な学区への整備等、需要に対する供給体制の確保を図ります。	こども育成課
児童館の運営	● 放課後等のこどもの活動場所、健全育成の場所として、こどもの居場所づくりに努めます。	こども育成課
放課後子ども教室	● 放課後の小学校施設等を活用して、こどもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、こどもたちが心豊かに主体的・創造的に生きることができる資質や能力を育成します。	こども育成課

①放課後子ども教室の整備計画

放課後子ども教室は、令和3年に市内全11校の開設が完了しており、今後も維持を図ります。

(施設目標値：令和6年度 11か所 → 令和11年度 11か所)

②連携型の児童ホーム及び放課後子ども教室の年度計画】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数目標値(か所)	4	4	3	2	1

③校内交流型の児童ホーム及び放課後子ども教室の年度計画】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数目標値(か所)	7	7	8	9	10

④連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

教育委員会と連携し、児童ホームと放課後子ども教室の一体的な又は連携による実施に向け、取組を進めます。また、児童ホームの学校内への移転を進め、児童ホームと放課後子ども教室の一体的な実施を推進します。

⑤学校施設の活用に関する具体的な方策

教育委員会と協力し、既に活用されている余裕教室を含め、一時的に利用可能な教室等について把握し、余裕教室等の積極的な活用を促進します。

⑥教育委員会との具体的な連携に関する方策

情報共有を目的とした、教育委員会との会議を行います。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を必要とする児童への適切な支援につなげるための相談体制を充実させます。

⑧地域の実情に応じた児童ホームの開所時間の延長に係る取組

午後7時までの延長保育を平成30年9月から開始していますが、保護者の意見や、利用実態をもとに研究を進めます。

⑨各児童ホームが、児童ホームの役割(こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割)をさらに向上させていくための方策

研修の受講を促し、放課後児童支援員の資質向上に努めます。

⑩児童ホームの役割を果たす観点から、各児童ホームにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

リーフレットの配架やホームページのリンク等で民設民営の児童ホームとも連携し、育成支援の内容について周知を推進します。

4 こども・子育てに安全で安心な地域づくりの推進

(1) 安心して外出できる環境、安全・安心な生活環境の整備

施策の基本方針

「スカイグリーンパーク」と「大坂台公園の多目的広場」の整備（令和4年）をはじめ、市内への公園の整備を進めており、こどもたちが安全・安心に利用できる公園等の整備や設備の維持管理に努めます。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
公園等整備事業	● 公園等の整備を計画的に行い、身近な公園づくりを推進します。	公園緑政課
公園等維持管理事業	● 既設公園等の維持管理等を行い、安全で利用しやすい公園づくりを推進します。	公園緑政課
公園等施設点検事業	● 既設公園等施設の点検を行い、誰でも安心して利用できる施設づくりを推進します。	公園緑政課
総合交通対策事業	● 交通安全総点検結果を踏まえ、道路施設等の改善を行い交通の安全性を高めます。	道路課
交通安全施設整備事業	● 照明灯、道路反射鏡、ガードレール及び警戒標識を設置し、交通の安全と円滑化を図ります。	道路課

(2) こどもの交通安全を確保するための活動の推進

施策の基本方針

こどもたちの交通安全意識の向上を図るため、小学校における交通安全教室の開催や自転車の安全な乗り方、乗り物の安全な利用、身近な交通安全施設や交通規制の指導を行うとともに、通学路への学童交通安全指導員の配置など、こどもの交通安全指導等に努めます。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
こどもの交通安全教育	● 小学校等において、交通安全教室や自転車乗り方教室を実施し、こども自身の交通安全意識を高めます。	生活安全課
学童交通安全指導員の配置	● 通学路（危険箇所）に学童交通安全指導員を配置し、こどもの交通安全指導等に努めます。	生活安全課
啓発物の配布	● 座間市通学路交通安全プログラムを基に、関係機関と連携体制を構築し、通学路の安全確保に向けた取組を行います。	就学支援課

（３）こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

施策の基本方針

こどもたちが安心して外出できるように、防犯灯等の整備の推進、防犯に関する普及啓発活動の実施等により、こどもたちが犯罪被害に遭わずに安心して外出できる地域社会の形成を推進します。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
防犯啓発活動	● 暮らし安全安心指導嘱託員を配置し、青色防犯パトロール車による防犯パトロールの実施に努めます。	生活安全課
防犯灯の設置・管理	● 防犯灯の設置・維持管理を行い、夜間の防犯対策等に努めます。	生活安全課
防犯カメラの設置	● 市内の通学路等を中心に防犯カメラの設置・維持管理を行い、犯罪の抑止に努めます。	生活安全課
街頭補導活動	● 青少年の非行を未然に防止するため、専門補導員や各地区の青少年補導員による街頭パトロール等を実施します。	こども育成課
こども 110 番の家	● 不審者からの声かけ、わいせつ、つきまとい、ちかん行為等からこどもを守る緊急避難場所として「こども 110 番の家」を充実し、こどもが被害者となる犯罪の防止に努めます。	こども育成課
学校安全対策指導員の配置	● 児童生徒を取り巻く環境をよりよく整えるために、学校安全対策指導員を配置し、学校の安全管理及び児童生徒の安全確保に努めます。	教育指導課
市内小学生（新入学児童）に防犯ブザーを支給	● 市内小学生（新入学児童）に防犯ブザーを支給し、こどもが被害者となる犯罪の防止に努めます。	教育指導課

5 要配慮・要保護の児童や家庭への支援の充実

(1) こども・若者の権利に関する啓発

施策の基本方針

広く市民に対して、こども基本法やこどもの権利条約等の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供とともに、こどもが権利の主体であることの啓発を図ります。

また、学校教育等において、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱えるときに助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
【新規】 こども基本法やこどもの権利条約等に関する普及啓発	● こども・若者が権利の主体であることを市民全体で共有するため、こども基本法の趣旨や内容を説明したパンフレットの活用や市のホームページへの掲載等を通じて、こども基本法及びこどもの権利条約等について広く発信を図ります。	こども家庭課
【新規】 学校教育における人権教育の推進	● 学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした教育の充実を図ります。	教育指導課
【新規】 S O S の出し方に関する啓発の推進	● 児童生徒において困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方等を啓発します。	教育研究所

（２）児童虐待防止対策の充実

施策の基本方針

要保護児童対策地域協議会における関係機関（母子保健・保育所・幼稚園・学校・医療機関・警察等）のネットワークを活用しつつ、児童虐待の防止のための適切な対応に努めます。

また、講演会や講座の開催、啓発物品の配布などを実施し、児童虐待防止の普及啓発に努めます。

さらに、こども家庭センターの取組を通じて、要支援・要保護児童や家庭を早期に発見し、関係者及び関係機関との連携による早期対応と継続的な支援を図ります。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
座間市要保護児童対策地域協議会	● 関係者・関係機関による座間市要保護児童対策地域協議会を開催し、必要な支援のための連絡調整を行い、児童虐待の防止と迅速な対応に努めます。	こども家庭課
児童虐待防止に向けた市民への普及啓発	● 児童虐待防止推進キャンペーンの周知や、児童虐待防止啓発講演会及び親支援講座などの開催を通じて、児童虐待防止の普及啓発に努めます。	こども家庭課
【新規】 こども家庭センター	● 妊娠期から子育て期までの専門相談窓口である「ネウボラざまりん」について、さらにその機能を強化（母子保健機能＋児童福祉機能）するかたちで「こども家庭センター」を令和7年度に設置します。 ● 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦や子育て世帯、ヤングケアラーなど困難な状況を抱えるこどもに確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援に当たります。	こども家庭課

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

施策の基本方針

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各種手当等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
ひとり親家庭の粗大ごみ減免	ひとり親家庭は年間5点まで粗大ごみ減免の申請ができます	リユース推進課
母子家庭等自立支援給付金事業の推進	母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金により、雇用の促進を図ります。	こども家庭課
ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進	疾病や就労支援のために、一時的に生活援助や保育サービスが必要な家庭に対し、家庭生活支援員を派遣します。	こども家庭課
母子・父子自立支援員による相談	他の関係機関と連携しながら、子育てや生活、就労等の様々な分野の総合窓口として相談に対応します。	こども家庭課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の生活の安定と、自立を支援するために、保険適用を受ける医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課
児童扶養手当	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等に手当を支給します。	子育て支援課
神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭等の経済的自立支援のため、こどもの修学、修学支度等の貸付けを行います。	こども家庭課
ひとり親家庭等支援施策・制度の情報提供の充実	ひとり親家庭等の福祉施策・制度に関する情報について、より入手しやすく分かりやすく情報提供します。	こども家庭課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業）	- 利用会員の多様な依頼に対応する体制を構築するため、協力会員を引き続き募集した上で、活動していない協力会員の復帰を促進し、活動できる協力会員を増やします。 - 事務局を土曜開所し、申込等の利便性の向上を図ります。 - ひとり親家庭への減免については、継続して実施します。	こども家庭課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
【新規】 養育費に関する公正証書等作成支援事業	令和5年から実施している養育費に関する公正証書等の作成経費の補助を継続することで、養育費の支払いに関する取決めの促進を図ります。	こども家庭課
J R 定期乗車券の割引制度	児童扶養手当を受給している母子・父子家庭等の方が、J R 通勤定期券を購入する場合、3 割引きで購入できます。	子育て支援課
水道料金・下水道使用料の減免	ひとり親家庭について、水道料金及び下水道使用料の一部を減免します。	経営総務課

(4) 障がい児施策の充実

施策の基本方針

令和6年3月に策定した「座間市障害者計画 第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画」に基づき、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

また、障がい児が地域の保育や教育等を受けることができるように支援することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

さらに、医療的ケア児が支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき、協働する包括的な支援体制の構築を進めます。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
児童発達支援事業	発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児に対し、グループ指導を通じ日常生活における基本的動作の習得と集団生活に適應できるよう支援を行います。	障がい福祉課
日中一時支援	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、日中における活動の場を提供します。	障がい福祉課
医療的ケア児の支援のための総合的な支援体制の構築	座間市医療的ケア児協議会を開催し、関係各所と情報共有を図り、医療的ケア児の支援に必要な情報・課題を収集し、支援方法等を検討します。	障がい福祉課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
障害児相談支援	● 障害児通所支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画」を作成し、関係者との連絡調整等を行います。	障がい福祉課
教育相談事業	● 学校をはじめ、市民からの教育に関する悩み等について、有効・適切な助言や援助を行い、問題の解決に寄与します。 ● 発達障がい等に関する特別支援教育及び不登校対策の充実を図ります。 ● 未就学児の教育的ニーズに応じて、障がいの程度や状態を考慮し、きめ細かな就学相談・支援を行います。	教育研究所
【新規】 児童発達支援センター	● 発達の遅れや障がい児とその家族を対象に、通所事業・相談支援事業・障がい児を預かる施設への援助や助言など、様々な支援を行う中核的な療育施設です。 ● 環境改善に努め、教育・保育施設等と連携を図りつつ、障がい児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を支援します。 ● 児童発達支援センターの安全性や利便性の向上を図るための設備の改修等を実施にあたっては、国のこども・子育て支援事業債の活用等を検討します。	障がい福祉課

6 こども・若者の未来を応援する支援の充実

(1) 教育の支援

施策の基本方針

就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他貧困の状況にある子育て世帯の教育の支援の充実に努めます。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給	● 高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則として当該学校における正規の就学年限に限り支給します。	生活支援課
生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外	● 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるものを収入として認定しません。 (ア) 保護の基準に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額 (イ) 当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最低限の額	生活支援課
こどもの学習・生活支援事業	● こども健全育成支援員を配置し、生活保護世帯を含む生活困窮者のこどもや養育者である親に対し、日常生活や社会生活に関する支援、不登校や育児不安に関する養育支援、学習支援等を行います。	地域福祉課、生活支援課
神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付	● 母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、経済的な自立やこどもの修学のための資金貸付を行います。	こども家庭課
座間市奨学金	● 高等学校や高等専門学校に進学を希望する市内在住者のうち、経済的な理由により進学が困難な方を対象に、無利子の奨学金貸付制度を設けています（一定の資格あり）。	就学支援課
就学援助	● 経済的理由でお困りの方に対して、学用品や給食費等の費用の一部を援助します。	就学支援課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
特別支援教育就学奨励費	障がいのある児童生徒の小中学校への就学のために、市内小中学校に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的として、その負担能力の程度に応じ、特別支援教育就学奨励費を支給します。	就学支援課
教育相談事業	教育研究所に教育心理相談員を配置し、市内小中学校に通う児童生徒及び保護者を対象に、教育に係る相談を電話・来所で受け付け、問題解決に向けて助言・援助等を行います。	教育研究所
スクールソーシャルワーカーの配置	教育研究所にスクールソーシャルワーカーを配置し、市内小中学校に通う児童生徒及び保護者等を対象に、その児童生徒や保護者等が抱える困り感に対し、関係機関につなぐとともに、支援・援助を行います。	教育研究所

(2) 生活の支援

施策の基本方針

貧困の状況にある子育て世帯に対して、生活困窮者自立支援事業をはじめとする各種事業を通じて、包括的な相談支援や個々の状況に応じた生活支援（住居の確保や生活援助、相談支援、情報提供、その他の生活に関する支援）の充実に努めます。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
【新規】 こども家庭センター	- 妊娠期から子育て期までの専門相談窓口である「ネウボラざまりん」について、さらにその機能を強化（母子保健機能＋児童福祉機能）するかたちで「こども家庭センター」を令和7年度に設置します。 - 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦や子育て世帯、ヤングケアラーなど困難な状況を抱えるこどもに確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援に当たります。	こども家庭課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
生活困窮者自立支援事業	● 生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。	地域福祉課
地域子育て支援拠点事業	● 開所時間を早めることや、土日の開所の要望を受け、子育て支援センターの運営委託先との契約の中で開所時間を早めることや休日の開所など、相談、情報提供の充実に努めます。	こども家庭課
ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進	● 疾病や就労支援のために、一時的に生活援助や保育サービスが必要な家庭に対し、家庭生活支援員を派遣します。	こども家庭課
母子・父子自立支援員による相談	● 他の関係機関と連携しながら、子育てや生活、就労等の様々な分野の総合窓口として相談に対応します。	こども家庭課
ひとり親家庭等支援施策・制度の情報提供の充実	● ひとり親家庭等の福祉施策・制度に関する情報について、より入手しやすく分かりやすく情報提供します。	こども家庭課
【新規】 就労準備支援事業	● 様々な理由ですぐに働き始めることが難しい方を対象に、講座や実習など働くための支援を行います。	地域福祉課
【新規】 ひきこもりサポート事業	● 人との関わりや外出の機会を求めている人向けに居場所を提供します。 ● 利用者や家族を対象にしたセミナーなどを開催します。	地域福祉課

（３）保護者に対する就労の支援

施策の基本方針

貧困の状況にある子育て世帯に対して、給付金の支給や必要な情報提供、相談支援等、就労支援の充実に努めます。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
生活保護制度に係る就労自立給付金	被保護者が安定した職業に就いたことなどにより、６か月以上保護を必要としない収入を得ることができると認められる場合は、その被保護者の申請により、就労自立給付金を支給します（過去にこの給付金を受けてから３年以内の場合は、原則不支給）。	生活支援課
生活保護制度に係る被保護者就労支援事業	就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	生活支援課
就労支援（ハローワーク出張相談）	座間市役所で、ハローワーク職員による母子家庭・生活保護世帯への就労相談が受けられます（月１回、１３時～１６時）。	こども家庭課
母子家庭等自立支援給付金事業の推進	母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金により、雇用の促進を図ります。	こども家庭課

（４）経済的支援

施策の基本方針

各種の助成や手当等の支給、費用の減免等、様々な法制度に基づく支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促進します。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
住居確保給付金	離職又は自営業の廃業により経済的に困窮し、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、就労支援員による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	地域福祉課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
ひとり親家庭の粗大ごみ減免	● ひとり親家庭は年間5点まで粗大ごみ減免の申請ができます	リユース推進課
小児医療費助成	● 小児の健康の増進に資することを目的に、小児にかかる医療費の一部を助成し、その健全な育成を支援します。	子育て支援課
生活保護制度	● 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度です。	生活支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業	● ひとり親家庭等の生活の安定と、自立を支援するために、保険適用を受ける医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課
児童手当	● 18歳到達後の最初の3月31日までの児童を養育している者に対して、所得に制限なく手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当	● 父母の離婚等によって、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等に手当を支給します。	子育て支援課
神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付	● 母子家庭等の経済的自立支援のため、こどもの修学、修学支度等の貸付けを行います。	こども家庭課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業）	● 利用会員からの多様な依頼に対応できる体制を構築するために、新規の協力会員を引き続き募集した上で、活動していない協力会員の復帰を促進し、活動できる協力会員を増やします。 ● 事務局を土曜開所し、申込等の利便性の向上を図ります。 ● ひとり親家庭への減免については、継続して実施します。	こども家庭課
J R 定期乗車券の割引制度	● 児童扶養手当を受給している母子・父子家庭等の方が、J R 通勤定期券を購入する場合、3割引きで購入できます。	子育て支援課
水道料金・下水道使用料の減免	● ひとり親家庭について、水道料金及び下水道使用料の一部を減免します。	経営総務課

（５）新生活への支援

施策の基本方針

人生における様々なライフイベントが重なる時期である青年期等の若者に対して、結婚などの新生活に向けた支援を行います。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
【新規】 結婚を希望する人への支援	● 県の婚活支援事業「恋カナ！プロジェクト」と連携（イベント協力等）し、結婚を望む若者を支援します。 ● 結婚に関する国・県の事業・制度を周知します（ホームページ掲載等）。	こども家庭課

（６）こども・若者の意見の施策への反映

施策の基本方針

こどもや若者が気持ちや意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組むとともに、広く市民に対して、こども・若者の意見を表明する権利や受け止める体制の構築の必要性について周知啓発を図ります。

また、こども・若者に関する施策の検討にあたっては、こどもの心情に十分配慮し、こどもへの丁寧な説明を行った上、アンケート調査等で意見聴取を図り、施策への反映に努めます。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
【新規】 こども・若者の意見聴取	● こどもまんなか社会の実現に向けて、こども・若者の状況やニーズをよりの確に踏まえ、施策への反映に努めます。	こども家庭課

第2章 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

平日日中の教育・保育（幼稚園、保育所、認定こども園等）及び15の地域子ども・子育て支援事業について、令和2年度～6年度の各事業の利用実績等に基づき、次のとおり量の見込み（需要量）とその確保方策（供給量と実施時期）を設定します。

なお、量の見込み及び確保方策を設定する単位となる教育・保育提供区域は、第2期子ども・子育て支援事業計画の区域を踏襲し、市内を1区域とします。

1 平日日中の教育・保育（幼稚園、保育所、認定こども園等）

（1）1号認定

こどもが3歳以上の専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭で、認定こども園及び幼稚園を希望

量（需要量）の見込みの考え方

1号認定の児童数は、対象児童（3～5歳）人口の減少と共働き家庭の増加による保育ニーズの拡大に伴い、計画期間中の令和7年度～11年度は減少傾向で推移する見通しであり、令和11年度の量の見込みは900人近くまで減少し、令和6年度比で300人程度の減少（24.5%減）を見込みます。

量の見込み及び確保量

区分		実績	計画（※）				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (利用定員総数/人)		1,230人	1,230人	1,164人	1075人	987人	929人
② 確保 量	認定こども園	0人	330人	330人	330人	330人	330人
	幼稚園	663人	544人	544人	544人	544人	544人
	確認を受けない幼稚園（※）	1,155人	394人	394人	394人	394人	394人
過不足（②－①）		587人	38人	104人	193人	281人	339人

※令和7年度は、「幼稚園」のうち2園が「認定こども園」に移行し、「確認を受けない幼稚園」のうち1園が「幼稚園」に移行予定のため、確保量の内訳に大きな増減を見込む

※「確認を受けない幼稚園」＝私学助成により運営する幼稚園

確保方策

1号認定については、既存の幼稚園や認定こども園の定員の中で、必要な利用定員総数の受け入れを図ります。

(2) 2号認定

こどもが3歳以上の共働き家庭等で、幼稚園（及び預かり保育）又は保育所等を希望

量（需要量）の見込みの考え方

2号認定の児童数は、対象児童（3～5歳）人口が減少することに伴い、計画期間中の令和7年度～11年度は概ね減少傾向で推移する見通しです。

その一方、共働き家庭の増加による保育ニーズの拡大に伴い、令和6年度比の減少率は幼稚園希望が19.3%減、保育所等希望が6.5%減と、1号認定の減少率（24.5%減）を下回る見込みです。

量の見込み及び確保量

区分		実績	計画				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (利用定員総数／人)	幼稚園希望	290人	291人	281人	264人	244人	234人
	保育所等希望	1,105人	1066人	1071人	1051人	1034人	1033人
②確保量	幼稚園及び預かり保育	432人	362人	362人	362人	362人	362人
	保育所	1,148人	1,167人	1,167人	1,167人	1,159人	1,162人
	認定こども園	0人	70人	70人	70人	70人	70人
	企業主導型保育施設（地域枠）	6人	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（②－①）		191人	242人	247人	284人	313人	327人

確保方策

2号認定（幼稚園希望）については、既存の幼稚園や認定こども園の定員の中で、必要な利用定員総数の受け入れを図ります。

2号認定（保育所等希望）については、既存の保育所や認定こども園、企業主導型保育施設の定員枠の中で、必要な利用定員総数の受け入れを図ります。

(3) 3号認定

こどもが0～2歳の共働き家庭等で、保育所等を希望

【0歳】

量（需要量）の見込みの考え方

3号認定の0歳は、保育申込率（申込者数／0歳人口）が令和6年度 19.4%で、共働き家庭の増加と母親におけるフルタイム就労の割合の上昇に伴い、今後も申込率が上昇する見通しとなっています。

令和11年度には、保育申込率が24.3%に上昇し、量の見込みは160人台に増加（令和6年度比17.1%増）する見込みです。

量の見込み及び確保量

区分		実績	計画				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (利用定員総数／人)		140人	151人	155人	158人	161人	164人
② 確保 量	保育所	166人	143人	146人	146人	153人	153人
	認定こども園	—	—	—	—	—	—
	小規模保育事業	17人	17人	20人	20人	20人	20人
	家庭的保育事業	2人	1人	1人	1人	1人	1人
	事業所内保育事業	—	—	—	—	—	—
	居宅訪問型保育事業	—	—	—	—	—	—
	企業主導型保育施設 (地域枠)	21人	6人	6人	6人	6人	6人
過不足（②－①）		66人	16人	18人	15人	19人	16人

確保方策

3号認定の0歳については、既存の保育所や小規模保育事業の定員増により、必要な利用定員総数の受け入れを図ります。

【1歳】

量（需要量）の見込みの考え方

3号認定の1歳は、保育申込率（申込者数／1歳人口）が令和6年度 49.7%で、共働き家庭の増加と母親におけるフルタイム就労の割合の上昇に伴い、今後も申込率が上昇する見通しとなっています。

令和11年度には、保育申込率が54.4%に上昇する一方、1歳人口の減少に伴い、量の見込みは370人台に微減（令和6年度比3.6%減）する見込みです。

量の見込み及び確保量

区分		実績	計画				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (利用定員総数／人)		388人	355人	359人	364人	369人	374人
② 確保 量	保育所	237人	282人	290人	290人	296人	321人
	認定こども園	—	—	—	—	—	—
	小規模保育事業	28人	32人	40人	40人	40人	40人
	家庭的保育事業	4人	6人	6人	6人	6人	6人
	事業所内保育事業	—	—	—	—	—	—
	居宅訪問型保育事業	—	—	—	—	—	—
	企業主導型保育施設 (地域枠)	32人	8人	8人	8人	8人	8人
過不足（②－①）		▲87	▲27	▲15	▲20	▲19	1

確保方策

3号認定の1歳については、既存の保育所や小規模保育事業の定員増とともに、小規模保育事業の新設を検討し、必要な利用定員総数の受け入れを図ります。

【2歳】

量（需要量）の見込みの考え方

3号認定の2歳は、保育申込率（申込者数／2歳人口）が令和6年度 48.0%で、共働き家庭の増加と母親におけるフルタイム就労の割合の上昇に伴い、今後も申込率が上昇する見通しとなっています。

令和11年度には、保育申込率が53.0%に上昇する一方、2歳人口の減少に伴い、量の見込みは370人台に減少（令和6年度比10.0%減）する見込みです。

量の見込み及び確保量

区分		実績	計画				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (利用定員総数／人)		411人	370人	356人	360人	365人	370人
② 確保 量	保育所	292人	325人	333人	333人	339人	353人
	認定こども園	—	—	—	—	—	—
	小規模保育事業	31人	35人	43人	43人	43人	43人
	家庭的保育事業	4人	4人	4人	4人	4人	4人
	事業所内保育事業	—	—	—	—	—	—
	居宅訪問型保育事業	—	—	—	—	—	—
	企業主導型保育施設 (地域枠)	34人	8人	8人	8人	8人	8人
過不足（②－①）		▲50人	2人	32人	28人	29人	38人

確保方策

3号認定の2歳については、既存の保育所や小規模保育事業の定員増とともに、小規模保育事業の新設を検討し、必要な利用定員総数の受け入れを図ります。

（4）0～2歳の保育利用率

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①推計人口（人）	2,221人	2,147人	2,115人	2,087人	2,062人
②確保量（利用定員数）	867人	905人	905人	924人	963人
保育利用率（①／②）	39.0%	42.2%	42.8%	44.3%	46.7%

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

事業類型は、子育て支援事業や保育所等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュが市の窓口等で相談・助言等を行う「特定型」、主に保健師が情報提供や支援プランの策定等を行う「こども家庭センター型（旧母子保健型）」の三つです。

量（需要量）の見込みの考え方

本事業は、令和6年度現在、基本型を3か所、特定型を1か所、こども家庭センター型（旧母子保健型）を1か所、計5か所で実施しています。

必要な量（必要な実施箇所数）は、現在の5か所と見込んでいます。

量の見込み及び確保量

区分		実績	計画				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （実施か所数／か所）		5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
② 確保 量	基本型	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型（旧母子保健型）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

確保方策

今後も市内5か所を維持し、事業を実施します。こども家庭センターを中核として、関係機関と相互に連携を図りながら、利用者支援の充実に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量（需要量）の見込みの考え方

本事業は、令和6年度現在、市内の子育て支援センター3か所で実施しています。

量の見込み（需要量）は、新型コロナウイルス感染症の影響等を経て、今後増加する見通しとなっており、令和11年度には延37,000人超の利用を見込みます。

量の見込み及び確保量

区分		実績	計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （年間延利用／人）		32,457人	34,041人	34,833人	35,625人	36,417人	37,209人
② 確保 量	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	年間延利用	32,457人	34,041人	34,833人	35,625人	36,417人	37,209人

確保方策

今後も市内3か所を維持し、事業を実施します。各センター相互の連携を図りながら、子育てに関する情報提供の充実とともに、親子や保護者同士、子ども同士の交流の促進を図ります。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量（需要量）の見込みの考え方

本事業は、過去4年（令和2年度～5年度）の0歳人口における利用率（受診率）の平均値を使用して、量の見込みを推計しました。

量の見込み及び確保量

区分		実績	計画				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	年間実利用 ／人	740 人	695 人	685 人	675 人	667 人	660 人
	年間延利用 ／人	8,689 人	8,352 人	8,232 人	8,112 人	8,006 人	7,931 人
②確保 量	年間実利用	740 人	695 人	685 人	675 人	667 人	660 人
	年間延利用	8,689 人	8,352 人	8,232 人	8,112 人	8,006 人	7,931 人

確保方策

県の産科婦人科医会が委託している医療機関等に委託し、国の示す「標準的な審査項目」に従う検査を実施し、妊婦と胎児の健康管理に努めます。

また、14回分（多胎妊婦の場合は19回）の妊婦健康診査費用補助券（補助券）を母子健康手帳と同時に交付し、受診勧奨を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量（需要量）の見込みの考え方

本事業は、0歳人口が事業対象者であり、推計0歳人口を量の見込みとして設定しました。

量の見込み及び確保量

区分		実績	計画				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (年間訪問乳児数 ／人)		714 人	676 人	667 人	657 人	650 人	643 人
② 確保 量	訪問率※	93%	100%	100%	100%	100%	100%
	年間訪問乳 児数	714 人	676 人	667 人	657 人	650 人	643 人

※訪問率の実績は、国勢調査ベースの人口（768 人）に対する年間訪問乳児数の比率

確保方策

乳児のいる全家庭訪問を目指すほか、育児に不安を持つ産婦が増えてきていることから、こども家庭センターと関係機関との連携強化により、要支援・要保護児童及び家庭の早期把握とともに、養育支援訪問事業等による早期支援に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

要保護児童対策地域協議会や虐待ネットワーク等を通じ、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量（需要量）の見込みの考え方

本事業は、子育て世帯訪問支援事業に移行した家事・育児援助分を除いたものであり、過去4年（令和2年度～5年度）の利用実績はありませんが、想定する量（需要量）として、週2日・3か月の利用を想定して設定しました。

量の見込み及び確保量

区分		実績※	計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	年間実利用 ／人	1人	2人	2人	2人	2人	2人
	年間延利用 ／回	8回	48回	48回	48回	48回	48回
②確保量	年間延利用 ／回	120回	120回	120回	120回	120回	120回

※実績は、子育て世帯訪問支援事業移行分を含む

確保方策

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や各種の母子保健事業を通じて、かつ、こども家庭センターと関係機関との連携強化により、養育支援を必要とする家庭の的確な把握に努めるとともに、継続的な支援を図ります。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業）

会員として乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、協力会員として当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量（需要量）の見込みの考え方

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響等の少なくなってきた令和5年度における6～11歳人口における利用率を使用して、量の見込みを推計しました。

量の見込み及び確保量

区分		実績	計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み※	年間延利用 ／人	1,537人	1,487人	1,469人	1,441人	1,405人	1,379人
②確保量	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	年間延利用	1,537人	1,487人	1,469人	1,441人	1,405人	1,379人

※量の見込みは、国の手引きに基づき就学児童の利用分のみ

確保方策

ファミリー・サポート事業についての周知に努めるとともに、協力会員を増やすための積極的な広報や、協力会員になるための講習会を実施し、協力会員確保のための機会を増やします。

（７）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かりを行う事業です。

量（需要量）の見込みの考え方

本事業は、過去４年（令和２年度～５年度）の利用率（幼稚園型は３～５歳人口、幼稚園型以外は０～２歳人口に占める、預かることができた人数の割合）の平均値を使用して、量の見込みを推計しました。

【幼稚園型】

量の見込み及び確保量

区分	実績	計画					
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
①量の見込み （年間延利用／人日）	60,990 人	57,964 人	56,248 人	53,313 人	50,151 人	48,481 人	
	1 号認定による 不定期利用	57,351 人	54,506 人	52,892 人	50,132 人	47,159 人	45,588 人
	2 号認定による 定期利用	3,639 人	3,458 人	3,356 人	3,181 人	2,992 人	2,893 人
② 確保 量	一時預かり事業（幼稚園型 Ⅰ及び私学助成による預かり 保育等）	60,990 人	57,964 人	56,248 人	53,313 人	50,151 人	48,481 人

確保方策

幼稚園での一時預かり事業の実施を後押しします。

【幼稚園型以外】

量の見込み及び確保量

区分	実績	計画				
	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (年間延利用／人)	3,853 人	3,463 人	3,349 人	3,289 人	3,235 人	3,191 人
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	3,327 人	2,977 人	2,878 人	2,835 人	2,798 人	2,764 人
ファミリー・サ ポート事業（未 就学児童）	213 人	197 人	191 人	184 人	177 人	173 人
休日保育（トワイ ライトステイ）	313 人	289 人	280 人	270 人	260 人	254 人
② 確保 量						
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	3,327 人	2,977 人	2,878 人	2,835 人	2,798 人	2,764 人
ファミリー・サ ポート事業（就 学前児童）	213 人	197 人	191 人	184 人	177 人	173 人
休日保育（トワイ ライトステイ）	313 人	289 人	280 人	270 人	260 人	254 人

確保方策

市内の保育所で一時預かり事業を実施します。また、ファミリー・サポート事業と休日保育（トワイライトステイ）としても、未就学児童の一時預かりを実施します。

(8) 延長保育事業

保育認定（2号、3号）を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所において保育を実施する事業です。

量（需要量）の見込みの考え方

本事業は、事業の利用率（延利用者数／2号・3号認定児童数）の過去4年（令和2年度～5年度）の平均値を使用し、量の見込みを推計しました。

量の見込み及び確保量

区分		実績	計画				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (年間延利用／人)		20,257 人	19,852 人	19,842 人	19,760 人	19,719 人	19,842 人
② 確保 量	実施園数	27 園	29 園	31 園	32 園	33 園	33 園
	年間延利用	20,257 人	19,852 人	19,842 人	19,760 人	19,719 人	19,842 人

確保方策

市内の全ての認可保育所で本事業を実施します。

(9) 病児・病後児保育事業

病気又は病気回復期の児童について、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

量（需要量）の見込みの考え方

本事業は、事業の利用率（延利用者数／0～5歳人口）の過去4年（令和2年度～5年度）の平均値を使用し、量の見込みを推計しました。

量の見込み及び確保量

区分		実績	計画				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (年間延利用／人)		27人	32人	31人	30人	29人	28人
② 確保 量	病児保育	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		720人	720人	720人	720人	720人	720人
	病後児保育	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		720人	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人

※就学前児童の利用分のみ

確保方策

仕事と子育ての両立を支援するため、病児保育1か所、病後児保育2か所の実施体制を維持し、事業を実施します。

(10) 放課後児童健全育成事業（児童ホーム）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量（需要量）の見込みの考え方

本事業は、事業の登録率（登録者数／6～11歳人口）の過去5年（令和2年度～6年度）の伸び率を使用し、量の見込みを推計しました。

1年生の登録率（申込者数／6歳人口）は、令和6年度 36.1%で、共働き家庭の増加と母親におけるフルタイム就労の割合の上昇に伴い、今後も登録率が上昇する見通しとなっています。

令和11年度には、1年生の登録率が43.1%に上昇し、量の見込みは全学年の合計で1020人台に増加（令和6年度比6.9%増）する見込みです。

量の見込み及び確保量

区分	実績	計画				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （年間実利用／人）	961人	985人	997人	1001人	1025人	1027人
1年生	357人	313人	316人	330人	342人	324人
2年生	277人	347人	304人	307人	321人	333人
3年生	221人	204人	256人	224人	226人	236人
4年生	63人	80人	74人	93人	81人	82人
5年生	34人	29人	37人	34人	43人	37人
6年生	9人	12人	10人	13人	12人	15人
②確保量	990人	990人	990人	1038人	1048人	1054人
実施か所数	21か所	21か所	21か所	22か所	23か所	23か所
過不足（②－①）	29人	5人	▲7人	37人	23人	27人

確保方策

共働き家庭の増加に伴い、需要が拡大しており、今後も必要な学区への整備等により、需要に対する供給体制の確保を図ります。

(11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている、食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

量（需要量）の見込みの考え方

本事業は、事業の利用率（延支給児童数／0～5歳人口）の過去4年（令和2年度～5年度）の平均値を使用し、量の見込みを推計しました。

量の見込み及び確保量

区分		実績	計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延支給児童数／人)		1,843 人	1,446 人	1,401 人	1,352 人	1,301 人	1,271 人
② 確保 量	年間支給児童数	1,843 人	1,446 人	1,401 人	1,352 人	1,301 人	1,271 人

確保方策

対象児童を適切に把握した上で、必要な給付を実施します。

(12) 妊婦等包括相談支援事業【新規※】

①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業です。

※令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、量の見込みの掲載は今回の計画からとなります。

量（需要量）の見込みの考え方

本事業は、推計妊娠届出数に、一人当たり面談回数（国の基準に基づく、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間の計3回）を乗じて、面談実施合計回数を推計しました。

量の見込み及び確保量

区分		実績	計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間妊娠届出数／人	740 人	695 人	685 人	675 人	667 人	660 人
	一人当たり面談回数／回		3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	年間面談実施合計回数／回		2,085 回	2,055 回	2,025 回	2,001 回	1,980 回
②確保量	年間面談実施合計回数／回		2,085 回	2,055 回	2,025 回	2,001 回	1,980 回

確保方策

保健師や助産師等による実施体制を確保します。

(13) 産後ケア事業【新規※】

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業で、事業類型は、宿泊型（対象者が医療機関等に宿泊して実施）、通所型（対象者が医療機関等に日帰りで実施）、訪問型（助産師等が対象者の自宅を訪問して実施）の三種類です。

※令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、量の見込みの掲載は今回の計画からとなります。

量（需要量）の見込みの考え方

本事業は、事業の利用率（利用産婦数／妊娠届出数）の過去3年（令和3年度～5年度）の平均値を使用し、量の見込みを推計しました。

量の見込み及び確保量

区分			実績	計画				
			令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延利用／人	宿泊型	—	41人	39人	38人	38人	38人
		通所型	391人	567人	559人	551人	545人	539人
		訪問型	66人	203人	201人	198人	196人	194人
②確保量	年間延利用／人		457人	811人	799人	788人	779人	771人

確保方策

医療機関や助産師等に委託し、宿泊型（対象者が医療機関等に宿泊して実施）、通所型（対象者が医療機関等に日帰りで実施）、訪問型（助産師等が対象者の自宅を訪問して実施）の三種類を実施します。

(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

量（需要量）の見込みの考え方

本事業は、令和7年度以降の推計未就園児数に月当たり1人当たり時間（10時間※）を乗じて算出した必要受入時間数と、定員一人月当たりの受入可能時間数（176時間※）を使用して推計しました。

※国の基準

量の見込み及び確保量

区分		実績	計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要定員数／人）	0歳			31人	30人	29人	28人
	1歳			21人	20人	18人	17人
	2歳			22人	20人	19人	18人
	合計			74人	70人	66人	63人
②確保量	0歳			31人	30人	29人	28人
	1歳			21人	20人	18人	17人
	2歳			22人	20人	19人	18人
	合計			74人	70人	66人	63人

確保方策

令和8年度からの事業実施に向けて、他市の試行的事業の状況を勘案しつつ、必要な定員の受け入れを行えるよう、実施体制の確保を進めていきます。

(15) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事や育児に不安や負担を抱える子育て世帯、ヤングケアラーがいる家庭などを支援するため、訪問支援員を派遣し、家事の支援を行う事業です。

量（需要量）の見込みの考え方

本事業は、養育支援訪問事業の育児・家事援助分が移行したものであるため、過去4年（令和2年度～5年度）に実施した世帯数を踏まえて、推計を行いました。

量の見込み及び確保量

区分	実績	計画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延利用者数／人)		1人	1人	1人	1人	1人
②確保量		1人	1人	1人	1人	1人

確保方策

対象世帯への家事支援や養育支援等を行う訪問支援員を確保し、本事業を実施します。

(16) その他の事業

児童福祉法等の一部を改正する法律に基づく新規3事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）のうち、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業については、本計画期間における事業実施を予定していませんが、事業の対象となるケースの把握に努めるとともに、他市における事業の実施状況等を踏まえつつ、ニーズに応じて事業実施を検討します。

参考資料

座間市子ども・子育て会議規則

(平成25年6月25日規則第52号)

改正 平成27年3月30日規則第15号

平成28年7月26日規則第65号

令和5年3月20日規則第20号

令和5年12月18日規則第78号

(趣旨)

第1条 この規則は、座間市附属機関の設置に関する条例(昭和48年座間市条例第48号)第3条の規定に基づき、座間市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第31条第2項の規定による特定教育・保育施設の利用定員について、意見を述べること。
- (2) 法第43条第2項の規定による特定地域型保育事業の利用定員について、意見を述べること。
- (3) 法第61条第7項の規定による子ども・子育て支援に係る計画に関し、市長の求めに応じて調査審議し、その結果を報告すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、意見を述べること。

(委員)

第3条 子育て会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育、保育、保健福祉等の事業に従事する者
- (2) 幼稚園又は保育園の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第15号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月26日規則第65号）

この規則は、平成28年7月27日から施行する。

附 則（令和5年3月20日規則第20号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月18日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

計画策定の経過

(1) 策定までの流れ

年月日	策定経過	策定に関する内容
R6. 4. 25	第1回子ども・子育て会議	● 座間市こども計画策定に係るニーズ調査実施について
R6. 5. 30 ～ R6. 6. 12	ニーズ調査実施（未就学児の保護者、就学児の保護者及び本人、若者向け）	—
R6. 6. 7 ～ R6. 6. 17	ニーズ調査実施（小学5年生、小学5年生の保護者向け）	—
R6. 9. 12	第2回子ども・子育て会議	● 委嘱状交付 ● 座間市こども計画策定に係るニーズ調査結果（速報）
R6. 12. 4	第3回子ども・子育て会議	● 座間市こども計画素案について
R6. 12. 20 ～ R7. 1. 20	パブリックコメント実施	—
R7. 2. 13	第4回子ども・子育て会議	● 諮問 ● 座間市こども計画原案について
R7. 3. 11	答申	—

(2) パブリックコメントの実施状況

募集期間 令和6年12月20日～令和7年1月20日17時15分

提出方法 郵送、ファクス、直接持参、電子申請

意見総数 55件（21人）

座間市子ども・子育て会議委員名簿

令和7年3月現在

推薦団体・所属等	氏 名	備 考
和泉短期大学 副学長・教授	大下 聖治	会長
座間市社会福祉協議会 会長	菊地 孝	副会長
座間市民生委員児童委員協議会 選出	中村 美紀	
NPO 法人ワークーズ・コレクティブ風の子 理事長	飯田 由美	
座間市保育会 会長	高松 一枝	
座間市私立幼稚園連絡協議会 会長	山本 知大	
相和私立幼稚園協会 選出	小多喜 正範	
座間市立小学校長会 会長	浜田 佐織	
公募市民	麻生 彩友美	
公募市民	阿部 寛	
公募市民	内木 理紗	
座間市商工会 会長	内藤 和美	

計画期間内における座間市の人口推計

各年 10 月 1 日時点 (単位：人)

年齢	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0	723	711	701	691	683	676
1	780	728	716	706	696	688
2	856	782	730	718	708	698
3	855	851	777	725	713	703
4	855	858	854	779	727	715
5	868	858	860	857	781	729
6	988	866	856	858	855	779
7	876	987	866	856	858	855
8	999	882	993	872	862	864
9	976	1003	886	998	876	866
10	940	981	1008	891	1003	880
11	1041	947	988	1015	897	1011
12	1034	1047	953	994	1021	902
13	1065	1042	1055	961	1002	1029
14	1085	1076	1052	1066	971	1012
15	1083	1,105	1096	1071	1085	989
16	1,117	1,106	1,128	1,119	1093	1,107
17	1,104	1,141	1,130	1,153	1,144	1,117
18	1,126	1,139	1,177	1,166	1,189	1,180
19	1,133	1,139	1,152	1,191	1,180	1,203
20	1,173	1,135	1,141	1,154	1,193	1,182
21	1,205	1,166	1,128	1,134	1,147	1,186
22	1,236	1,213	1,174	1,136	1,142	1,155
23	1,289	1,239	1,217	1,177	1,139	1,145
24	1,299	1,291	1,242	1,220	1,179	1,141
25	1,291	1,315	1,305	1,258	1,235	1,194
26	1,446	1,302	1,325	1,316	1,268	1,245
27	1,386	1,465	1,317	1,341	1,330	1,284
28	1,342	1,398	1,479	1,327	1,352	1,340
29	1,437	1,347	1,402	1,483	1,333	1,357
30	1,360	1,455	1,364	1,420	1,502	1,350
31	1,359	1,372	1,469	1,377	1,434	1,517
32	1,385	1,355	1,368	1,464	1,373	1,429
33	1,281	1,412	1,382	1,396	1,492	1,400
34	1,438	1,289	1,421	1,391	1,404	1,502
35	1,350	1,444	1,294	1,427	1,396	1,410
36	1,410	1,355	1,449	1,299	1,432	1,401
37	1,539	1,414	1,359	1,453	1,303	1,436
38	1,468	1,540	1,415	1,360	1,454	1,304
39	1,538	1,475	1,547	1,422	1,367	1,461
0～2 歳	2,359	2,221	2,147	2,115	2,087	2,062
3～5 歳	2,578	2,567	2,491	2,361	2,221	2,147
6～11 歳	5,820	5,666	5,597	5,490	5,351	5,255
12～17 歳	6,488	6,517	6,414	6,364	6,316	6,156
18～29 歳	15,363	15,149	15,059	14,903	14,687	14,612
30～39 歳	14,128	14,111	14,068	14,009	14,157	14,210
0～39 歳	46,736	46,231	45,776	45,242	44,819	44,442
人口総数	131,838	131,308	130,748	130,135	129,477	128,775

各事業内容等用語解説

あ行

1号認定

こどもが3歳以上の専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭で、認定こども園及び幼稚園を希望。

医療的ケア

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為。

インクルージョン

「包容」や「包摂」などの意味の言葉で、障害者の権利に関する条約第19条で、「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加すること（full inclusion and participation in the community）を容易にするための効果的かつ適当な措置をとる」と規定。

か行

外国につながる幼児

海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など。

学校安全対策指導員

市内小中学校への不審者侵入防止や学校周辺の安全確保のため、平成16年4月から配置している元警察官。

学校教育心理相談員（スクールカウンセラー）

小学校における教育相談体制の充実を図るため、児童・保護者へのカウンセリングや教職員への助言等を行う者。

家庭的保育事業

保育者が、自宅の1階などに保育スペースを設置して、満3歳に達した日以後3月31日に達する日までの児童を少人数で家庭的な雰囲気大切にしながら保育を行う保育事業。

企業主導型保育施設

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設。

居宅訪問型保育事業

保育者が、保護者の自宅で保育を必要とする乳児・幼児を対象に保育を行う事業。

恋カナ！プロジェクト

結婚を希望する方がその希望を実現できるよう、神奈川県が取り組んでいる結婚支援事業。

校内教育支援センター支援員

多様な支援を必要とする児童生徒に対する教科等の授業や相談等の支援・指導を行う者。

子育て支援センター

就学前のこどもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点。

子育て世代包括支援センター（こども家庭センター）

保健師等が妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する窓口。令和7年度中に、こども家庭センターがその機能を継承。

子育てのための施設等利用給付

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が、幼児教育・保育の無償化の対象となるために必要な認定のこと。

こども家庭センター

児童福祉法及び母子保健法に基づき市町村が設置するもので、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、こどもや子育てに困難を抱える家庭に対して包括的に支援する窓口。

子ども家庭総合支援拠点（こども家庭センター）

児童福祉法に基づき、こどもや妊産婦の福祉に関して、必要な情報提供を行い、家庭等からの相談に応じ、関係機関との連絡調整など必要な支援を行う窓口。令和7年度中に、こども家庭センターがその機能を継承。

こども家庭庁

「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進する機関。（令和5年4月1日発足）

こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立した法律。（令和5年4月1日施行）

子ども・子育て支援法に基づく基本指針

子ども・子育て支援法第 60 条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めたもの。

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

国がこども政策の基本理念やこども家庭庁の設置とその機能等について定めたもの。（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）

こども大綱

こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後 5 年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの。（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）

こどもの最善の利益

児童の権利に関する条約において、第一次的に考慮されるべきものとして規定されており、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとして規定。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする法律。（令和 6 年 9 月 25 日施行）

こどもまんなか実行計画 2024

こども大綱に基づき、令和 6 年 5 月にこども政策推進会議が取りまとめた計画であり、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策に関する全体像を示したもの。

こども未来戦略

「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」、これらを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して国が策定したもの。（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）

コミュニティ・スクール

学校運営協議会（保護者や地域住民と学校・教育委員会が、学校の教育目標の設定や達成に協働して責任を果たす仕組み）を設置している学校のこと。

さ行

サポートプラン

心身の状況等に照らして、包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童や妊産婦に対して、こども家庭センターにおいて作成する、支援の種類、内容等の事項を記載した計画。

座間市教育大綱

市の教育行政を推進するための基本指針となるもの。

座間市健康なまちづくりプラン・食育推進計画

健康なまちづくりプランは、ざま健康文化都市宣の目標を達成するために、個人の健康だけでなく、それを取り巻く環境の面からも健康を考えるヘルスプロモーションの考え方を取り入れた計画。食育推進計画は、食育基本法第 18 条に規定する「市町村食育推進計画」に相当する計画で、市が今後推進して行く食育政策の方向性や、目標等を定めたもの。

座間市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するもの。

「座間市障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づき障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や、指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等を定めた計画。

座間市総合計画

長期的な展望に立って市の目指すべき将来像を描き出し、その実現に向けて総合的かつ計画的に行政を経営していくための指針を示すもの。

座間市地域福祉計画

社会福祉法第 107 条に基づく計画で、地域福祉推進の理念や方向性を明らかにするもの。

座間市通学路交通安全プログラム

通学路の安全確保の推進体制や取組方針等を定めたもの。

座間市要保護児童対策地域協議会

要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関。

ざま男女共同参画プラン

男女共同参画社会基本法第9条並びに第14条に基づき、「男女の自立と平等に基づく共同参画社会の実現」を着実に推進するための計画で、配偶者暴力防止法第2条の3に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する方針等を記載した「基本計画」の性格を併せ持つもの。

3号認定

こどもが満3歳未満の共働き家庭等で、保育所等で保育を希望。

事業所内保育事業

事業所の保育施設などで、従業員の満3歳未満のこどもと地域のこどもと一緒に保育する事業。

次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条に基づき市町村等が策定する、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等に関する5か年計画。

施設型給付

平成27年4月に導入された子ども・子育て支援新制度に基づく、認定こども園、幼稚園、保育所を対象とした財政支援のこと。

児童の権利に関する条約

こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

小規模保育事業

満3歳児未満の少人数（定員6から19名）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う保育事業。

スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく者。

た行

地域型保育給付

平成 27 年 4 月に導入された子ども・子育て支援新制度に基づく、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を対象とした財政支援のこと。

等価可処分所得

世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得のこと。

特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第 27 条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。

特別支援学級

小学校、中学校等において障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

な行

2号認定

こどもが3歳以上の共働き家庭等で、保育所等で保育を希望。

乳児等のための支援給付

月一定時間までの枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み（乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度））。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設。

ネウボラざまりん

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。

は行

保育コンシェルジュ

就学前のこどもの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービスなどについて情報を提供する役割の者。

放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、こどもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、こどもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域のこどもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業。

放課後児童対策パッケージ

放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、こども家庭庁と文部科学省において取りまとめたもの。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するもので、対象教育訓練を受講し、修了した場合にその経費の60%（下限は1万2千1円、上限は修学年数×20万円、最大80万円）が支給される。

母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金が支給されるとともに、入学時の負担軽減のため、高等職業訓練修了支援給付金が支給される。

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭又は寡婦家庭に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決を助け、その自立に必要な指導にあたる者。

ま行

民生委員児童委員

地域福祉の身近な相談相手として「民生委員法」により市に置かれている制度的ボランティア。住民の生活状況の把握、援助を必要とする者への相談や助言等の援助、福祉サービス利用者のための情報提供、福祉事務所や社会福祉関係機関との連携・協力、住民の福祉増進のための活動などを行う。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

揺さぶられ症候群

赤ちゃんの体を揺さぶることが原因で重大な脳障害を来すもの。

幼児教育・保育の無償化

令和元年 10 月 1 日より導入された 3～5 歳児クラスの幼稚園、保育所等の利用料等が無償となる国の制度。

要保護児童対策地域協議会

福祉・教育・保健・医療・警察などの関係機関が連携を図り、児童虐待対応において適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援内容について協議する組織。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりの希望どおり、仕事と生活のバランスが取れており、どちらも充実していること。

国の法改正等動向まとめ

参考１ こども基本法（令和４年法律第 77 号）の概要

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

〈6つの基本理念〉

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

参考２ こども大綱（令和５年 12 月 22 日閣議決定）の概要

こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後 5 年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

〈6つの基本的な方針〉

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

参考3 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが改正の趣旨です。

主なポイント	概要・事業等	
(1) こども家庭センターの設置とサポートプランの作成等	● 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。 ● この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。 ● 市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備等に努めなければならない。	
(2) 地域子ども・子育て支援事業に新規3事業を位置付け	①子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） ● 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等
	②児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）	● 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 ● 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
	③親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象 ● 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等
(3) 地域子ども・子育て支援事業を拡充	①子育て短期支援事業	● 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。 ● 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。
	②一時預かり事業	● 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

資料：こども家庭庁「改正児童福祉法の施行について」等

参考4 こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」の概要

全てのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策を推進していくこととされており、「加速化プラン」は今後3年間の集中的な取組のことです。

全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に向けた、具体的な施策の概要は次のとおりです。

具体的な施策	概要
（１）妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～	● 妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の新たな相談支援事業として制度化する。 ● 産後ケア事業について、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付け、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進める。
（２）幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～	● 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。 ● 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。
（３）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～	● 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。 ● 2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付とする。
（４）新・放課後子ども総合プランの着実な実施 ～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～	● 受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）の目標を加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組む。 ● 放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、2024年度から常勤職員配置の改善などを行う。
（５）多様な支援ニーズへの対応 ～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～	● こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。 ● 改正児童福祉法による包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。 ● 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する。

資料：内閣官房「こども未来戦略」（令和5年12月22日）

参考5 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号) の概要

こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることなどを趣旨としています。

全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に関する2つの施策(こども誰でも通園制度の創設、産後ケア事業の提供体制の整備)について、その概要は次のとおりです。

◆こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の概要

項目	概要
対象となる子ども	● 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満が対象 ● 認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象 ● 企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外
実施場所	● 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
実施方法	● 定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない ● 実施方法については、一般型(在園児合同)、一般型(専用室独立実施)、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々なかたちで実施することとして差し支えない ● 対象となるこどもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施する ● 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する

資料：こども誰でも通園制度(仮称)の試行的事業実施要綱案 概要

◆産後ケア事業の概要

項目	概要	
根拠法等	● 母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となった事業であり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた。	
目的	● 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	
対象者	● 産後ケアを必要とする者	
内容	● 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則７日以内）	
実施方法等	（１）宿泊型	病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
	（２）デイサービス型	個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
	（３）アウトリーチ型	実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

資料：こども家庭庁「産後ケア事業について」

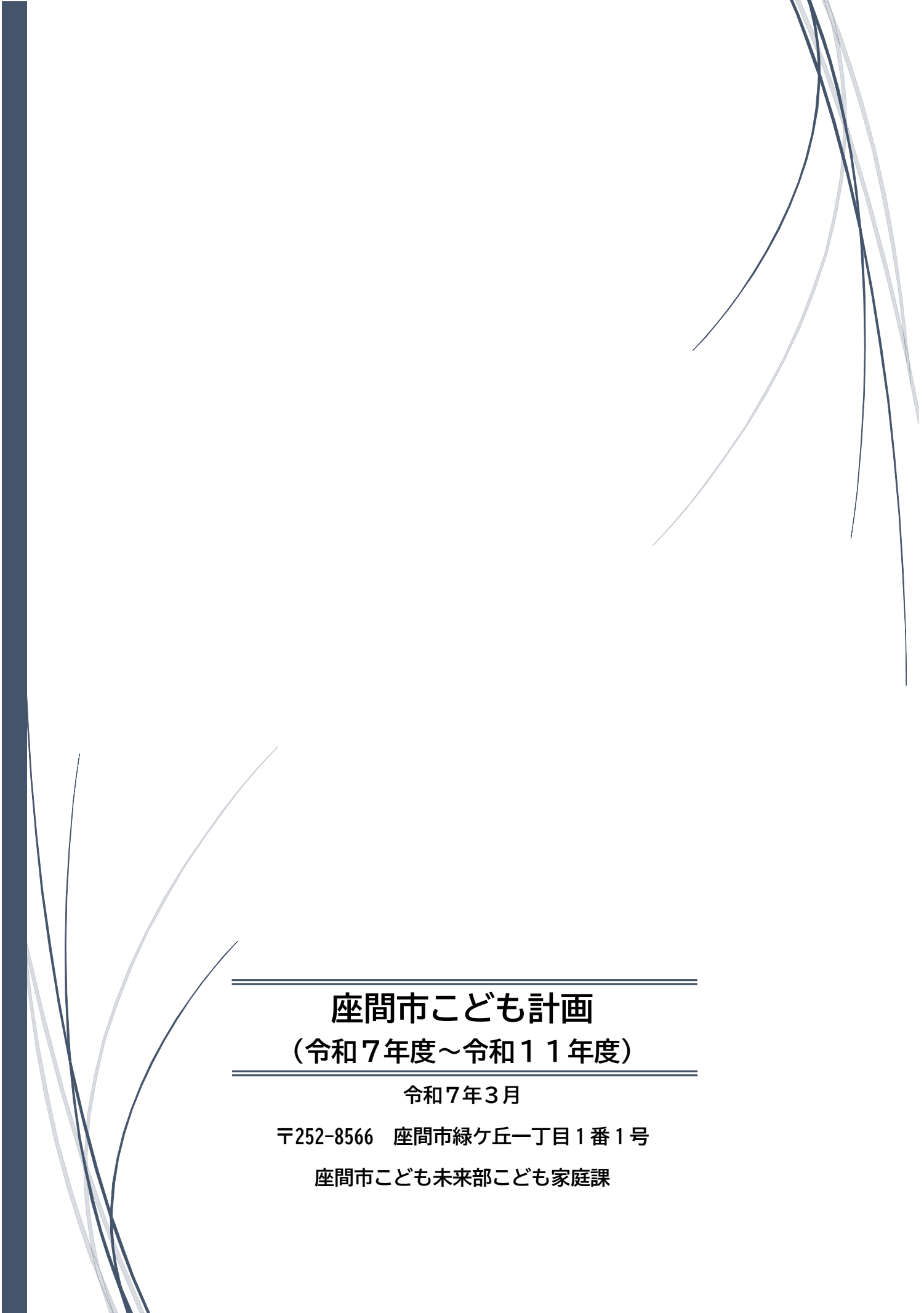
参考6 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の一部改正の概要

国のこども大綱に「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえて、法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とするなどの改正が行われています。

◆法改正の概要

項目	概要
法律の題名の変更	- こども大綱（令和5年12月22日）において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とする。 - 題名の変更に伴い、「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更
目的や基本理念の充実	- こども大綱の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化 「基本理念」に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことを明記

資料：こども家庭庁等「子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正について」（令和6年6月26日）



座間市こども計画 (令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市こども未来部こども家庭課